令和７年第４回定例会

赤 井 川 村 議 会 会 議 録

第１日　（令和７年１２月１１日）

◎議事日程（第１日）

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸般の報告
第　４　議案第６６号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第８号））
第　５　議案第６７号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
第　６　議案第６８号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
第　７　議案第６９号　教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
第　８　議案第７０号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
第　９　議案第７１号　赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
第１０　議案第７２号　赤井川村合葬墓条例案について
第１１　議案第７３号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
第１２　議案第７４号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
第１３　議案第７５号　赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
第１４　議案第７６号　赤井川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について
第１５　議案第７７号　赤井川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について
第１６　議案第７８号　赤井川村子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例案について
第１７　議案第７９号　赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について
第１８　議案第８０号　議会対応デジタル化事業委託業務（その２）契約の締結について
第１９　議案第８１号　赤井川小学校改修工事請負変更契約の締結について
第２０　議案第８２号　土地の売払いについて
第２１　議案第８３号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）

第２２　議案第８４号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第２３　議案第８５号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第３号）
第２４　議案第８６号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第３号）
予算特別委員会の設置・付託
第２５　議案第８７号　赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定について
第２６　議案第８８号　道の駅あかいがわの指定管理者の指定について
総務開発常任委員会へ付託
第２７　同意案第４号　赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについて
第２８　諮問案第１号　人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて
第２９　一般質問
ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

◎出席議員（７名）

２番	連　　茂　君	３番	曽根敏明　君
４番	能登ゆう　君	５番	川人孝則　君
６番	藤門　弘　君	７番	山口芳之　君
８番	岩井英明　君		

◎欠席議員（１名）

１番	阿部　猛　君

◎出席説明員

村長	馬場　希　君
副村長	大石和朗　君
会計管理者	谷　早苗　君
総務課長	秋元千春　君
住民課長	藤田俊幸　君
保健福祉課長	髙松重和　君
産業課長	神　信弘　君
建設課長	釣賀謙一　君
教育長	根井朗夫　君
教育委員会次長	小林義幸　君
代表監査委員	大西敏典　君

◎議会事務局

事務局長	横井慎之君
書記	伊藤秋恵君

（午前１０時０３開会）

◎開会宣告

○議長（岩井英明君）　おはようございます。ただいまの出席議員数は７名です。

阿部議員におかれましては、入院のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、令和７年第４回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案23件、同意案１件、諮問案１件であります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君）　それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定において、議長において６番、藤門弘議員及び７番、山口芳之議員を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（岩井英明君）　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの５日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの５日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（岩井英明君）　次に、日程第３、諸般の報告をさせていただきたいと思いますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思います。

第１に、本日は地方自治法第121条の規定により、１ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第２に、地方自治法第235条の２の規定により、監査委員より令和７年10月の例月出納検査及び定例監査報告書の提出がありましたので、２ページから５ページとして配付いたしております。

第３に、去る11月12日に第69回町村議会議長全国大会が開催され、６ページから10ページに配付いたしておりますように決議がなされましたので、報告をいたします。

続いて、村長より行政報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　改めまして、おはようございます。それでは、行政報告を３件させていただきます。

１ページをお開きください。北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地採水結果についてでございます。赤井川村では、村独自に北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地における水質モニタリング調査を実施しており、採水場所は対策土受入れ地内の沈砂池放流口の下流域にて表流水、沢水を採取しております。直近のモニタリング結果について次のとおり報告します。なお、これについては、令和３年10月からモニタリング結果についてホームページにて公表をしております。本年11月の19日９時18分、採取結果として表のとおりでございます。全て基準値以下というふうになっております。

次ページに採水場所についての概要図が載っておりますので、ご参考にしていただければというふうに思います。

続きまして、３ページに入ります。ふるさと納税の状況について。令和７年11月末現在のふるさと納税の状況についてご報告いたします。１として、ふるさと納税の申込み状況、本年４月から11月末時点での申込み状況は1.3億円となっており、前年同期比86％（寄附額）という状況になっております。表のとおりでございます。２として、ふるさと納税受入れ実績の推移でございます。平成28年度よりポータルサイトを活用したふるさと納税の募集を展開し、全国的なふるさと納税制度の認知度向上をはじめ、ふるさと納税制度改正、地域特産品であるお礼品に対する魅力、村という小さな自治体を応援しようとする心理など、赤井川村に対するふるさと納税は様々な要因があると推測しております。本年度は、ふるさとチョイス（連携するａｕふるさと納税、セゾンのふるさと納税、ヤフーのふるさと納税など）、ＡＮＡふるさと納税、楽天ふるさと納税、アマゾンふるさと納税にて募集を展開しております。ふるさと納税の納税受入れ実績の推移が下の表のとおりとなってございます。

４ページに入ります。３、ふるさと納税の使途意向、令和４年４月からのふるさと納税募集に関しては、まち・ひと・しごとに関わる事業を使途として募集を展開しております。４、お礼の品の状況、令和７年４月から令和７年11月までのお礼の品の状況については、次のとおりとなっております。令和５年度のふるさと納税制度の改正により、新たな地域特産品をお礼の品に追加する場合には北海道を経由し、総務省において指定基準に適合していることの確認が必要となり、本年度指定基準に適合していることの確認をいただいております。それぞれの商品別の寄附状況は下記のとおりとなっております。以前からお話をさせていただいたとおり、かなりふるさと納税についてはピーク時から見ると納税額が減ってきているということで、村としてもここを何とか回復させながら、現在ふるさと納税のお金を使わさせていただいて、村の様々な子育て支援なんかも含めて人づくりだとか、そういった部分にも活用しておりますので、来年度に向けてもっと力を入れながら納税額の回復というのに向かっていきたいというふうに考えてございますので、それらの取組に

ついてはまた都度ご報告をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、５ページ、最後になります。令和７年９月１日以降工事等発注状況についてでございます。９月21日の村営住宅社会資本整備総合交付金協議資料作成及び監理業務から11月27日のむらバス実証運行業務までの23件の状況でございますので、後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

以上３件について行政報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君）　ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第４　議案第６６号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第４、議案第66号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第８号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　それでは、議案第66号の説明をさせていただきます。

議案第66号　専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、町内西線排水整備工事費用の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年11月17日、赤井川村長。

それでは、令和７年度赤井川村一般会計補正予算書（第８号）の１ページ目をおめくりいただきたいと思います。令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第８号）。

令和７年度赤井川村の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,524万4,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年11月17日専決、赤井川村長。

それでは、２ページ目をお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、18款繰入金、既定額に400万円を追加し、３億5,477万8,000円に、これは２項基金繰入金の増額でございます。

歳入合計、既定額に400万円を追加し、41億2,524万4,000円となります。

続いて、３ページに移ります。歳出、７款土木費、既定額に450万1,000円を追加し、５億1,098万1,000円に、これは１項の土木管理費で１万8,000円、２項の道路橋梁費で448万3,000円の増額でございます。

12款予備費、既定額から50万1,000円を減じ、222万1,000円に。

歳出合計としては、歳入と同額の既定額に400万円を追加し、41億2,524万4,000円となります。

続いて、６ページに移ります。２、歳入、18款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、既定額に400万円を追加し、１億9,700万円に、内訳は歳入不足に伴う基金繰入金の増額でございます。

続いて、７ページに移ります。３、歳出、７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費、既定額に１万8,000円を追加し、306万7,000円に、内訳は用地買収費の新規計上でございます。

同じく７ページ中段、７款２項道路橋梁費、１目道路維持費、既定額に448万3,000円を追加し、１億5,631万3,000円に、内訳は村道維持整備工事費の増額と補償金の新規計上でございます。

次に、８ページです。12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額から50万1,000円を減じ、222万1,000円とするものでございます。内訳は、歳出のバランスを取るためのものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第８号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第66号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第66号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和７年度赤井川村

一般会計補正予算（第８号)）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第５　議案第６７号ないし日程第８　議案第７０号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第５、議案第67号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第５、議案第67号から日程第８、議案第70号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第５、議案第67号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第６、議案第68号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第７、議案第69号　教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第８、議案第70号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、ただいま上程いただきました議案第67号から議案第70号については、本年度人事院勧告に基づく給与改定となっておりまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、条例改正に関係する本年度人事院勧告の概要につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案第67号の47ページになるのですが、こちらに概要が書かれております。67号の47ページでございます。説明させていただきます。本年の給与改定は、民間給与の状況を反映しまして昨年に引き続き高水準のベースアップとなっております。それを踏まえた本年度人事院勧告における給与勧告のポイントは、資料にありますように３点となっております。まずは、47ページの１点目でございます。１点目は、中段より上にあります月例給、これにつきましては民間給与との較差約3.62％、昨年は2.76％でしたが、較差3.62％を解消するため、初任給をはじめとする俸給月額の引上げで、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る改定となりました。行政表１表で改定率は3.3％となってございます。

２つ目は、48ページ、次のページになります。上段にありますボーナス、これにつきましては4.6月から4.65月ということで、0.05月分の引上げで、民間の支給状況等も踏まえ、期末手当、そして勤勉手当に0.025月分均等に配分するものとなってございます。これにより、年間のボーナス支給月数を現行の4.6月から4.65月とするものでございます。

３点目といたしまして、中段のところのその他の主な給与制度の見直しにあります通勤手当に関してでございます。これにつきましても、民間の支給状況を踏まえて使用距離の

区分に応じて月額200円から7,100円までの幅で月の支給額を引き上げるものとなってございます。

以上、人事院勧告の概要説明を終了し、各議案についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

それでは、上程いただきました議案第67号についてご説明させていただきます。議案第67号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、この条例を改正しようとするものでございます。

改正要点資料といたしまして議案44ページを御覧いただきたいと思います。44ページの要点資料でございます。改正条例案第１条におきましては、本年度人事院勧告に基づく通勤手当の額の改定です。10キロから15キロ、以降５キロごとの区分で最後は60キロ以上まで、月額200円から7,100円を引き上げようとするものでございます。

続きまして、表の下になりますが、こちらは期末、勤勉手当の支給率の改正でございます。期末手当年間支給率を現行の100分の250を100分の252.5に、勤勉手当年間支給率を現行の100分の210から100分の212.5へと改正し、年間の期末、勤勉手当支給率を100分の460から100分の465へとするものでございます。なお、再任用職員に関する期末、勤勉手当の年間支給率は現行の100分の240から100分の245となります。また、44ページ、一番下段、給料表の改定につきましては行政職１表で平均3.3％改正するものでございまして、具体的には議案の１ページから18ページに給料表が１表から３表まで載ってございます。これを改定しようとするものでございます。なお、期末、勤勉手当につきましては令和７年12月支給分から、給料表につきましては令和７年４月１日に遡及、通勤手当も令和７年４月１日に遡及し、適用するものでございます。同一の給料表を準用している会計年度任用職員につきましても同様の取扱いとなります。

次のページの45ページになりますが、45ページの改正条例案第２条におきましては、来年令和８年６月以降の支給分の期末、勤勉手当を６月、そして12月ともに２つの手当合わせて100分の232.5へと改正し、年間の支給率を100分の465とするものでございます。

同じく45ページ中段からの改正附則におきましては、改正条例の施行期日をはじめ、改正条例前の規定に基づいて支給された給与は改正条例後の給与の内払いとみなす規定を定めております。

以上で67号の説明を終わります。

次に、議案68号に移ります。議案第68号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙

のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、村ではかねてより国公準拠の方針を取っており、先ほどご説明いたしました人事院勧告に基づき、特別職の期末手当率を改正したく、この条例を改正しようとするものでございます。

議案３ページの改正要点資料を御覧いただきたいと思います。改正条例案第１条では、期末手当の支給率を本年12月支給分から遡及適用し、年間支給率を改正前の100分の460から100分の465に改正するとともに、改正条例案第２条においては来年度の６月、12月の期末手当支給率を100分の232.5とし、年間支給率を年間100分の465を支給する改正内容となってございます。また、改正条例案附則第１条においては改正条例の施行期日を定め、附則第２条においては、既に支給されている期末手当について改正条例後の規定を適用する場合は、条例改正前の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の期末手当の内払いとするという規定を定めております。

以上が68号になります。

続いて、議案第69号に移らせていただきます。議案第69号　教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

改正条例の理由及び改正内容につきましては、先ほどの議案第68号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上が議案第69号でございます。

最後に、議案第70号についてご説明いたします。議案第70号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

本議案につきましても改正条例の理由並びに改正内容につきましては議案第68号と同様となっておりますので、ここでも説明を省略させていただきます。

以上で議案第67号から議案70号までを一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第67号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第67号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第68号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第68号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第68号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第69号　教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第69号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第69号　教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第70号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第70号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第70号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第９　議案第７１号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第９、議案第71号　赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　ただいま上程いただきました議案第71号についてご説明します。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第71号　赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、令和８年度から資産割を廃止し、税率を北海道が示す標準税率に合わせることを見据え、この条例を改正しようとするものです。

議案18ページの改正要点資料を御覧ください。改めまして、今回のこの条例の改正につきましては、１つは令和12年度の道内国民健康保険税率の統一に向けて賦課方式を令和９年度までに統一することとされているため、資産割を廃止する改正を行うもので、１つは北海道が示す標準税率に合わせるための改正を行っております。

第２条中第２項及び第３項、第４項の改正につきましては、これまでの４方式から資産割を廃止し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額でそれぞれ１人当たりの均等割、世帯当たりの平等割、所得割から成る３方式とする改正となっており、影響としては資産割のあった世帯は税額が減少することになります。

次に、改正条例欄の第３条第１項から第９条の２までの改正につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額につきまして北海道が示す標準税率に併せて税率を引き上げる改正となっており、全ての被保険者世帯において賦課額が増加するものとなっております。なお、今回の改正に使用する標準税率は現状で示されている最新の割合ですが、令和８年度分の標準税率は年明け２月頃に確定するため、令和８年度に創設される（仮称）子ども・子育て支援金分に関する条例改正時に併せて修正することになっております。

第13条第１項から第22条第２項までの改正は文言の整理となっておりますので、特に影響はございません。

次のページに進みまして、第23条第１項中第１号から第３号までの改正につきましては、７割、５割、２割の法定軽減額が税率の改正に伴い、金額が増加するものです。なお、軽減の判定式は変わらないため、対象者に変化はありません。

次に、第23条第２項中第１号及び第２号の改正につきましては、法定の未就学児均等割

軽減額において税率の改正に伴い、軽減額が増加するものです。こちらも軽減の判定自体は変わらないため、対象者に変化はありません。

続いて、第23条第３項のうち第２号、第４号、第６号に改正につきましては、試算割の廃止に伴い条文中で指定する条項を整理したもので、こちらも特に影響はございません。

最後に、第24条の３第１項第１号及び第26条並びに附則の改正につきましては、文言の整理となりますので、こちらにつきましても特に影響はございません。

なお、本改正条例案につきましては、赤井川村国民健康保険税審議会に諮問し、令和７年10月17日付で原案どおり資産割廃止等の改正をすることは適当であると答申をいただいていることを申し添えまして説明を終わらせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号　赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第71号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第71号　赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第１０　議案第７２号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第10、議案第72号　赤井川村合葬墓条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　それでは、ただいま上程いただきました議案第72号についてご説明します。

議案第72号　赤井川村合葬墓条例案について。

赤井川村合葬墓条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、赤井川村共同墓地内に存在する施設を合葬墓として活用するためにこの条例を制定しようとするものです。

なお、条例文の朗読はいたしませんが、要点につきまして口頭にて説明させていただきます。

こちらは、近年住民から身寄りのない人や核家族化によりお墓を守る人がいないなどの理由によって共同で利用できるお墓の設置を望む声が寄せられていることから、赤井川共同墓地内に存在する建立当時の赤井川村長名が刻まれた墓石型の三界万霊碑を合葬墓として活用するために本条例を制定しようとするものであります。

合葬墓の使用資格は、原則赤井川村に住所を有する申請者の親族の焼骨及び赤井川村に住所または本籍を有していた者の焼骨としています。なお、合葬墓へ埋葬された焼骨は返還できないものとしています。また、合葬墓の使用料は、墓地使用料と同等の金額を設定し、一定の要件下では使用料を免除することができる規定を設けています。

なお、条例の施行日は令和８年４月１日としています。

以上で説明を終わりますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登議員。

○４番（能登ゆう君）　合葬墓についてですが、住民からの希望に村長が応えてくださった形で、可決すれば実現するということで大変ありがたく思っております。その上で、施行が来年度の４月からということで､それまでなのかその後なのか分かりませんけれども、周知の仕方についてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（岩井英明君）　藤田課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　こちらにつきましては、今回条例が可決されましたら、広報等により周知をさせていただきたいと思います。事前にご相談を受けていた方もいらっしゃいますので、そちらのほうにつきましては個別にご連絡するような形で周知を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号　赤井川村合葬墓条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第72号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第72号　赤井川村合葬墓条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第１１　議案第７３号ないし日程第１３　議案第７５号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第11、議案第73号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第11、議案第73号から日程第13、議案第75号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第73号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、日程第12、議案第74号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について及び日程第13、議案第75号　赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　ただいま上程いただきました議案第73号から議案第75号について一括してご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明をさせていただきます。

議案第73号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから、この条例を改正しようとするものであります。

議案３ページをお開きください。内閣府令の改正に伴い、第15条第１項第１号の改正は文言の整理、第25条の改正は条項の整理となっております。

次に、議案第74号についてご説明いたします。議案第74号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、この条例を改正しようとするものであります。

議案８ページ目をお開きください。改正内容の主なものについてご説明いたします。第17条第２項の改正は利用乳幼児において母子保健法に規定する健康診断等が行われた場合は、利用乳幼児の健康診断を行わなくてもよい規定を追加する改正、第23条第２項から第47条第１項及び附則第９条の部分につきましては法改正により新たなに創設されました地域限定保育士を保育士の定義として加えるものとなっております。なお、地域限定保育士とは、国家戦略特区による地域限定保育士制度を一般制度化し、特定の都道府県または指定都市において保育士と同様に業務を行うことができる資格制度となるもので、地域限定保育所の登録後３年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験がある者が申請により全国で働くことができる通常の保育士登録が受けられる仕組みとなっております。

また、条例附則において、赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正規定により、令和６年赤井川村条例第16号として交付された条例の附則第２号についても文言の整理を行っております。

次に、議案第75号についてご説明いたします。議案第75号　赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、この条例を改正しようとするものであります。

議案３ページ目をお開きください。第10条第３項第１号の改正は、法改正による地域限定保育士制度の創設による改正となっております。

また、第12条の改正は条項の整理です。

以上、議案第73号から議案第75号の説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第73号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第73号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第74号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第74号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第74号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については､原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第75号　赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第75号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第75号　赤井川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第１４　議案第７６号及び日程第１５　議案第７７号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第14、議案第76号　赤井川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてを議題といたします。

この際、日程第14、議案第76号から日程第15、議案第77号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第76号　赤井川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について及び日程第15、議案第77号　赤井川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　ただいま上程いただきました議案第76号及び議案第77号については、令和８年度から開始されるこども誰でも通園制度に関連する新規制定条例となっており、各条例説明の前に制度概要についてご説明をさせていただきたいので、議案第76号の最終ページを御覧ください。制度概要としましては、児童福祉法において乳児等通園支援事業が新たに規定され、利用対象者は６か月齢から満３歳未満の子供であって、保育所や認定こども園等に通園していない未就園児を対象に、国が定める月10時間を利用可能枠とする中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として創設されたものです。資料下段に示されている本格実施スケジュールにありますが、右端にあるように令和８年度からは法律に基づく新たな給付制度として全自治体での実施を求められているものです。今回上程する条例は、来年度からのこども誰でも通園制度の開始に伴い、法令で必要とされている条例整備であり、１つ目である議案第76号はこども誰でも通園制度に関する施設の設備及び運営に関する最低限の基準を規定し、施設全体の質と安全を担保するもの、２つ目である議案第77号は運営主体が公費負担給付の対象として市町村の確認を受け、公費を受け、事業を行うためにより詳細な運営上の基準を定めるものとなっております。

以上で制度概要説明を終え、各条例案の説明をさせていただきます。

議案第76号　赤井川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について。

赤井川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、こども誰でも通園制度の実施に係る乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定に伴い、この条例を制定しようとするものです。

１ページから９ページまでの条例案についてですが、本条例については内閣府令である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を参酌しておりまして、第１条から第５条は総則、第６条から第19条は通則として、安全計画の策定、職員の一般的要件、食事提供を行う場合の設備、内部規程の作成などを定め、第20条以降についてはこども誰でも通園制度の事業区分として、保育所等既存施設の利用定員の空き枠を活用して事業を行う余裕活用型、また余裕活用型以外の方法により実施する一般型に分かれており、その設備の基準を規定しているものとなっております。

次に、議案第77号についてご説明いたします。議案第77号　赤井川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について。

赤井川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、こども誰でも通園制度の実施に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定に伴い、この条例を制定しようとするものであります。

議案１ページから10ページ目までの条例案についてですが、本条例についても内閣府令を参酌しており、第１条から第２条は総則、第３条は利用定員に関する基準を規定し、第４条以降は運営に関する基準として、正当な理由のない提供拒否の禁止、市町村が行うあっせん、要請等に対する協力、乳児等支援給付認定申請に係る援助と公費負担の受領、緊急時の対応、利用定員の遵守、平等取扱いの原則、事故発生の防止、発生時の対応などについて規定をしております。

終わりになりますが、両条例ともに令和８年４月１日を施行日とし、民間が運営する場合にこの２つの条例は遵守すべき事項として適用されるものでありますが、赤井川へき地保育所、公立保育園においても保育所職員との打合せを重ね、こども誰でも通園制度の受入れ態勢整備を現在進めている状況です。

以上をもちまして議案第76号及び議案第77号の説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登議員。

○４番（能登ゆう君）　以前からお話あったこども誰でも通園制度なのですけれども、赤

井川へき地保育所でまずは受け入れるという前提でのお話だったと思います。なので、その場合について保育所側の受入れ態勢、人員ですとか、あと施設の整備、あとそれをどのように行っていく予定かということと、あと利用の見込みについて何か考えられていることがあれば教えてください。

○保健福祉課長（髙松重和君）　９月の定例会において、まずこども誰でも通園制度を受け入れるに当たり、一時保育事業を進めていきたいという部分でご説明をさせていただき、関連補正予算可決をいただいたところです。受入れに関する備品等、まず準備を今進めている状況でして、年内に一時預かりを行い、その中で今後段のご質問にありましたこども誰でも通園制度の利用のニーズというものも把握をさせていただきたいというふうに思っております。次年度以降の職員体制等につきましては、今現在鋭意準備を進めているという状況でご回答させていただきます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号　赤井川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第76号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第76号　赤井川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第77号　赤井川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第77号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第77号　赤井川村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで若干休憩します。10分休憩します。

午前１１時００分　休憩
午前１１時１０分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。

◎日程第１６　議案第７８号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第16、議案第78号　赤井川村子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　ただいま上程いただきました議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号　赤井川村子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例案について。

赤井川村子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、令和８年４月に新規開設する赤井川村子ども第三の居場所の設置を行うため、この条例を制定しようとするものです。

議案１ページ目をお開きください。本条例案ですが、第１条は条例趣旨を規定し、第２条には施設名称、位置、定員を定めております。公の施設としての名称は赤井川村子ども第三の居場所とし、施設通称として村内小中学生に公募し、11月の村文化祭において住民の方々のお声を伺う中で、最も共感を得ましたむらっこはうすを通称として規定させていただいているところです。施設名称と通称の条例規定の書きぶりについては、公の施設である赤井川村健康支援センター条例と同様の規定ぶりとしております。

第３条は事業内容、第４条は事業の実施主体と運営委託を可能とする規定、第５条は施設の開所日等を規則へ委任する規定を設けております。施設の開所日、時間については、平常日は月曜から金曜までの下校時間から午後６時まで、長期休業日や学校行事等振替休校日については午前９時から午後６時までとし、施設閉所日については土日祝祭日と年末年始の12月31日から１月５日までとし、規則を制定する考えでおります。

第６条は、利用対象者の規定として、独り親家庭である世帯の小学生、保護者の就労等により学校から帰宅後に孤立する小学生､その他支援が必要と認められる子供としており、施設の利用希望がある村内の子供については全て受入れをしていく考えでおります。

第７条から次ページ、第８条に関しては利用許可に関する条項、第９条は施設使用料として子供１人につき月額4,000円としております。その理由は、現行の放課後子ども教室、児童１人当たり月額3,000円の利用料を基準に､長期休業時における週１回程度の昼食提供

や１日の開所、また近傍同種においては5,000円の使用料とされていることを鑑み、4,000円の使用料を設定しております。

なお、同条第２項には減免規定を設け、生活保護世帯については無料、就学援助受給世帯または住民税非課税世帯に該当する場合は半額免除、その他生活保護、就学援助、非課税世帯のいずれにも該当せず、兄弟姉妹で利用する場合は第２子以降の子供の使用料については半額免除としています。この減免規定により、例えば課税世帯で子供２人が利用する場合、１人目は月額4,000円、２人目は第２子以降に係る減免規定を適用し、2,000円、合計で6,000円となり、現在の放課後子ども教室利用料と変わらない月額となります。また、例えば就学援助世帯で子供１人が利用する場合は2,000円、月額となります。

第10条は、損害賠償について規定しております。

条例附則においては、施行期日を令和８年４月１日からとし、準備行為とし、利用許可、その他子ども第三の居場所を供用するために必要な準備行為は条例施行日前においても行うことができる規定を設けております。

終わりになりますが、開設準備を行うため関係予算を補正予算に計上していること、本条例案が可決されましたら１月には保護者説明会を開催していく考えであること、また工事が完了し、開設準備を進め、可能であれば３月下旬の春休み期間中にはプレオープンをしていく考えであることを申し添えさせていただき、議案第78号の説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登議員。

○４番（能登ゆう君）　子ども第三の居場所ということで、今地域おこし協力隊の３名の方が一生懸命準備に取り組んでくださっているものと承知しております。その上で、ちょっと条例案について質問させてください。

まず、この条例の立てつけについてなのですけれども、ちょっと不自然だなと思ったのが、居場所の設置及び管理に関する条例ですよね、通常の場合公の施設の設置の条例ってシンプルに設置するだけ決めて、あと細かいところについては管理規則であるとか運営の要綱であるとか、そちらのほうに書き込むのが通常かと思います。今回提出あった条例案については、開所日など規則で定めるとされているところもありますけれども、かなりそこで行われる事業の内容とか利用対象とか、あと使用料であるとか、そういうものについてもこの条例に一緒に書き込んでいる形になっていて、条例の階層性というのでしょうか、それがあまり意識されずごちゃごちゃになっているような印象を受けました。定めるべき内容をもうちょっと整理すべきではないかなと感じました。

その上で、条文について順番にお聞きします。まず、第２条について、定員20名とされております。来年度４月の時点で村内の小学生、前に都小学校の統合のときの資料見ます

と40人になっていたかと思います。半分ぐらいの人数が定員ということになりますが、この辺運用でどのようにされるのか、もし希望が多かった場合の対応についてどのように考えているのか、そもそもこの定員というのが必要あるのかも含めてお聞かせください。

次に、第４条、事業の実施主体は赤井川とするとした上で、村長が適当と認める法人に事業を委託することができるとの規定をされています。通常自治体が業務を委託する場合は基本的には一般競争入札、あとこのようなソフト事業に関しては公募の上、プロポーザルなど明確な選定規定、審査の基準も含めて定めた上で選んでいくというのが適切なやり方かと思いますが、今回の村長が適当と認める法人というだけではちょっと村長の裁量が広過ぎて住民の方への説明責任や透明性に欠けるのかなと感じました。なぜこのような規定にされているかについてお聞かせください。

また、第６条、利用対象者について、小学生が対象、（３）で支援が必要と認められる子供とも書いてありますけれども、事前の説明会などでは中学生もどうぞ来てくださいという説明されていたと思うので、その辺の整合性について教えてください。

以上です。

○議長（岩井英明君）　髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　まず、１点目の条例の階層という表現をされていましたけれども､私においては法制執務上のお話かなというふうに理解をさせていただきました。公の施設を設置するときには、条例において定める事項として名称、目的、設置場所、使用料、利用制限、損害賠償等、自治法上定めなければいけないものというのは規定されております。役場庁舎のような公の施設ではないいわゆる事務所的なものについては設置条例というふうになっていますけれども、基本的に赤井川村の公共施設には設置及び管理もしくは運営に関する条例というような条例名称の下、条例を作成させていただいているというのがまず１つ。もう一つは、今回本条例案を提出するに当たって法制執務上の観点から第三者のチェックを受けて、株式会社ぎょうせいですけれども、法制執務上の点検を受けて、条例記載内容、あと書きぶりについて異存がないということを確認をさせた上でまず提出をさせているということをご説明というか、見解の違いかもしれませんけれども、お話をさせていただきたいと思います。

２番目の委託の部分、第４条だったと思いますけれども、ここの部分については村長に広く裁量が与えられ過ぎているような条例ではないかというような形になってございますけれども、他の業務、例えば生活支援体制整備事業だとか等においても随意契約等で運営業務委託をしているという点もありますので、本業務につきましては一般社団法人ぽっとというところについて随意契約でもって地域おこし協力隊とも春からその協議を重ね、準備を進めておりますので、そのような形で業務をお願いするということで進めてまいりたいというふうに思っております。

３点目、最後ですけれども、利用の定員のお話だったかなというふうに思いますけれども、まずベースにさせていただいているのがＢ＆Ｇ財団の運営ガイドブックというもの、

併せてＢ＆Ｇ財団の助成が３年間で終わるものですから、その後こども家庭庁で今出している子ども第三の居場所、児童健全育成拠点施設という補助があるのですけれども、３年後はやはりそこを目指していかなければいけないというふうな部分も持っておりまして、その中でミニマム定員20人というふうになっておりますから、定員は20人というふうに定義をさせていただきましたが、先ほどご説明させていただいているように利用希望のある村内の子供については受け入れていくという考えでもございますし、小学生全員が来るというふうには思っておりません。高学年になるとやはり利用しなくなるのかなというふうにも思っていたりしている部分ありますけれども、仮に40人全部来たとしてもあの施設の中で受け入れられる部分についてはしっかり対処していくというような考えでございます。

もう一つ、子供の定義なのですけれども、条例の第１条でこの条例は子供一人一人のという部分で、条例の定義の中でこども基本法第２条第１項に規定する子供という部分で指しておりますので、条例第６条第３号、その他支援が必要と認められる子供という定義の中にいわゆる発達、成長段階の中学生及び高校生も包含されるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　能登議員。

○４番（能登ゆう君）　ありがとうございます。１点目の条例の立てつけという点については、ぎょうせいさんにチェックいただいたということで、正しい在り方としてあるという意味だと思うのですけれども、ただ条例で定めてしまうと、こういう細かいところ、例えばさっきお話あった定員の部分であるとか、あと使用料などについても、あと利用対象者についても、新しい事業ですので、これからいろんなところで微調整必要になってくると思います。そのときにやっぱり条例に定めてしまっているものを変えるかとなるとなかなか、一回一回議会にも諮らなければならないことにもなりますので、柔軟な運営という観点で見るとあまり条例のレベルで定め過ぎるのはどうなのかなと感じたところです。

その上で、第４条の委託する事業者さんの選定の仕方についてです。今ご説明をお聞きしますと、やっぱり特定の団体、法人を想定してつくっている条文だということが分かりました。制度をつくるときにそういうつくり方でいいのかなと思ったのがまず１点あります。その辺いかがでしょう。

○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　今後段のところですけれども、想定されるところがある、その中で条例の書きぶりがいかがかというようなお話かと認識しましたけれども、この点については従前より議会のほうでもご説明はさせていただいていたかなというふうに思っております。ご理解いただいているかどうかというものは別にして、開かれた場所でこのような考えで進めさせていただきたいということはお話をさせていただいていますので、何ら問題はないかなというふうに思います。

あわせて、施設の使用料につきましては条例で定めなければならない事項です。ゆえに

条例に規定させていただいたということです。公の施設の使用料という形で今回利用料をいただくという定義にしていますので、それは条例でなければいけないということでご理解いただければと思います。

○議長（岩井英明君）　能登議員。

○４番（能登ゆう君）　３回目なので、最後の質問なのですけれども、すみません、今手元に資料ないので、記憶で申し訳ないですが、使用料条例というのがあると思います。例えば体育館とか、ああいうものの使用料の定めって使用料の条例に書いてありますよね、それとの整合性というのはどうなるのかなと思ったのが１点。

あと、ここ使用料となっておりますが、どちらかというとサービスの利用料という理解にもなるのかな、言葉の使い分け結構曖昧な部分も多いと理解しておりますけれども、その点も含めて条例に定めるものという理解で定めたということで、それはそれで理解するのですけれども、ただこれから運用していく中でもし変更があったときに、条例であんまり細かくするとやりにくいのではないのかなというのは変わらず思うところです。

あと、特定の法人、準備進められているという説明は何度かいただいてはおりますが、ただその法人、村で準備している法人に業務を委託していくのだというときに、なぜそこの法人なのかという説明というのが一般の住民にできる状態になっているかなというとどうでしょう、そこをどのように理解して受け止めていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　条例の部分ですけれども、条例案説明するときに近傍同種という言葉を使わせていただきましたが、古平町のＢ＆Ｇ財団で、ちょうど１年ぐらい前ですけれども、Ｂ＆Ｇ財団から助成を受けている子ども第三の居場所、そこの条例の部分を少し参考とさせていただいた定義もあります。古平町の条例には施設使用料として5,000円というふうに規定をされておりまして、当然減免規定もありますので、そこを参酌させていただいたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、広報、住民の皆さんにどう理解をいただくかという広報の部分ですけれども、地方創生事業の絡みの関係で今年の春、５月、６月、７月ぐらいだったと思いますけれども、広報紙のほうで連載はさせていただいて、このような形で施設、子ども第三の居場所を運営していきたいと、法人をつくってと、まちづくり法人をつくってということでご説明というか、広報はさせていただいているかなと認識しておりますので、その部分は改めてまた、もし条例が可決いただけましたら、このような形で事業を運営していくと、利用料はこの金額ですと、開設日はこういう形ですということを、今までなかなか伝えられなかったことを住民の皆さん、保護者の皆さんにもお伝えすることができますので、その中でしっかりご説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　曽根議員。

○３番（曽根敏明君）　ちょっと関連してですけれども、この条例は初めての試みで、い

ろいろと使用目的やら金額等あろうかと思いますけれども、取りあえずは１年間なら１年間様子を見た中で、１年後の経過、利用者が少ないだとか、そういう形……

○議長（岩井英明君）　曽根議員、討論ではなく質疑してください。討論は、後で時間取っていますから。

○３番（曽根敏明君）　すみません。そしたら、失礼します。そういう中でまた変えられるのかなと思って。

○保健福祉課長（髙松重和君）　ご意見として賜らせていただきたいと思いますし、もし変更が生じた場合には議会の場でまたご議論いただきたいと思います。

議長、すみません、１点だけ。先ほど能登議員から説明のあった使用料徴収条例との関係性ですけれども、自治法上、使用料、または手数料もそうですけれども、条例で定めなければならない。そのために使用料徴収条例がありますけれども、公の施設の個別条例で使用料を定めることは問題がないということもありますので、うちの条例も個別条例で定まっているもの、使用料徴収条例で定まって分かれているものと両方あるということはご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思います。討論ありませんか。

反対討論のほうからお願いいたします。

能登議員。

○４番（能登ゆう君）　議案第78号について反対の立場から討論いたします。

第三の居場所の設置及び管理に関する条例案ということで、設置そのものに反対するものではありません。先ほども質疑の中で申し上げたように、今３人の地域おこし協力隊の方が一生懸命準備を進めております。子供たちとも積極的に関わってくださり、保護者とのコミュニケーションも密に取ってくださっている。なので、今頑張ってくださっている３人が生き生きと働ける場所になることを願っております。ただ、だからこそこの制度面はきちんと整備していただきたいと思っております。特に、条例の立てつけについては考え方もいろいろあるでしょうから、その面はともかくとして、この第４条、村長が適当と認める法人に事業を委託することができるというこの書き方ですと、繰り返しになりますが、村長の裁量が広過ぎて説明や透明性に欠けると思います。行政が外部委託する場合、やはり基本的には公正性、競争性、透明性というのを確保して進めなければいけない。当然のことです。公金を伴う事業である以上、委託先の選定は明確な基準の下で行われるべき、それが住民への説明責任にダイレクトにつながるものと思います。また、今この規定ですとやはり恣意的な運用を許しかねない。また、条例の中で村長の裁量を制御する仕組みがこの中にはありません。地域の子供たちが集う場所、地域の子供たちを支える場所であるからこそ、その担い手を決める手続がきちんと説明できる仕組みになっているかというのがとても大事だと思います。その上で、この第４条を改めた上で制度見直し、条例案

もつくり直すことが必要だと考え、反対いたします。
以上です。
○議長（岩井英明君）　次に、原案に賛成の発言を許します。
曽根議員。
○３番（曽根敏明君）　初めての試みで、初めての条例ということでいろいろ、能登議員もおっしゃったとおり、個々やっぱり問題が出てくると思います。でも、取りあえずと言ったら語弊あるかもしれませんけれども、１年なら１年様子を見て、そしてまた条例変更なりなんなり、大幅に変わることはないと思いますけれども、金額の面だとか利用者のあれだとか、そういうのをまたもう一度考え直す機会を設ければなと、いろんな利用者の態勢を見て、これは利用者があまりにも想定した以下に本当に少ない状態だったら何の意味もないですから、やっぱり利用者が多くなるような条例改正というのも大事だと思いますので、私はこの条例でまずやってみて、それで数年後にまた見直すというようなあれで、この条例に対して賛成いたします。
○議長（岩井英明君）　ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第78号　赤井川村子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例案についてを採決いたします。
この採決は、起立により行います。
議案第78号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
よって、議案第78号　赤井川村子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第１７　議案第７９号
○議長（岩井英明君）　次に、日程第17、議案第79号　赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
釣賀建設課長。
○建設課長（釣賀謙一君）　ただいま上程いただきました議案第79号についてご説明いたします。
なお、改正条例案の朗読はいたしませんが、新旧対照表並びに改正要点資料にてご説明させていただきます。
議案第79号　赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしまして、赤井川村子ども第三の居場所設置に伴い、住宅戸数に変動が生じたため、この条例を改正しようとするものでございます。

議案２ページの新旧対照表を御覧ください。今回の村有住宅管理条例の改正につきましては、住宅戸数の減につきましてアンダーライン表示箇所となります。別表、２、教職員住宅、教職員住宅の表、左側２行目、昭和53、木造平家、１棟を赤井川村子ども第三の居場所設置とするため、右側表のアンダーラインの箇所を削除したものです。

議案３ページの改正要点資料を御覧ください。改正内容といたしましては、ただいまご説明させていただいた内容が記載されております。条例改正による影響はございません。

以上、説明といたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号　赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第79号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第79号　赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第１８　議案第８０号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第18、議案第80号　議会対応デジタル化事業委託業務（その２）契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　ただいま上程いただきました議案第80号についてご説明いた

します。

議案第80号　議会対応デジタル化事業委託業務（その２）契約の締結について。

次のとおり議会対応デジタル化事業委託業務（その２）契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

記といたしまして、契約の目的といたしましては議会対応デジタル化事業委託業務（その２）、議会中継システム等の購入、設置となり、契約の方法につきましては１者による随意契約でございます。随意契約の理由につきましては、当初役場庁舎改修に併せまして議場音響設備も行う予定でしたが、先般の事情により役場庁舎改修が見送りとなったため現状の音響設備と連携した議会中継システムを導入することとなったため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号による随意契約といたしました。契約金額につきましては1,122万円、契約の相手方、札幌市東区北41条東８丁目２―25、東和Ｅ＆Ｃ株式会社代表取締役、成田弘樹でございます。参考といたしまして、工期は契約の日から令和８年３月31日までということで進めてございます。

１ページからを御覧いただきたいと思います。仮契約書の写しをつけさせていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。まず最初に、赤井川村と東和Ｅ＆Ｃ株式会社が議会対応デジタル化事業委託業務（その２）に係る仮契約を締結したということで、契約金額1,122万円。契約締結についての項目５といたしまして、赤井川村議会において議決されたときに２ページの契約書案により本契約を締結するということが書かれてございます。それから、項目６の契約の解除につきましては、受注者が規定に違反したときに、また受注者が赤井川村議会において議決された旨を村から通知を受けても５日以内に本契約をしない場合については解除となるということがこの仮契約の中で書いてございます。

先ほど申しました契約書の案を２ページに添付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。２ページ目、業務名につきましては議会対応デジタル化事業委託業務（その２）、場所につきましては赤井川村役場、履行期間につきましては契約締結の日として議会の議決をされた日から５日以内、期日につきましては令和８年３月31日までということで記載しております。請負金額は、仮契約書に書かれた金額でございますので、1,122万円となります。次に、契約保証金につきましては、契約金額の10％以上ということになりまして112万2,000円でございます。業務概要についてです。議場のＷｉ―Ｆｉ設置としてアクセスポイント機器一式、放送設備として放送用カメラ、ディスプレー２台、映像配信用の設備としてエンコーダ装置、オーディオコンバーター、システムコントローラー、ノートパソコン等となっております。

以上のことから、設備購入、設置については財産所有として議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条による700万円以上の動産の買入れを準拠し、提案させていただきました。

説明は以上でございます。ご審議いただきたく、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号　議会対応デジタル化事業委託業務（その２）契約の締結についてを採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第80号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第80号　議会対応デジタル化事業委託業務（その２）契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第１９　議案第８１号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第19、議案第81号　赤井川小学校改修工事請負変更契約の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林教育委員会次長。

○教育委員会次長（小林義幸君）　ただいま上程いただきました議案第81号についてご説明いたします。

議案第81号　赤井川小学校改修工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

契約の目的といたしまして赤井川小学校改修工事、現契約金額２億790万円、変更契約金額２億875万8,000円、契約の相手方、古平郡古平町大字港町３番地、株式会社福津組、工期につきましては令和７年６月20日から令和８年３月15日までで変更はございません。

理由といたしましては、工事を進めていく中で改修が必要である工種及び数量が確定し、

それに伴う設計変更をしなければならないためであります。具体的には、外構足場、内部足場、外壁塗装、風除室改修の数量の増、内部塗装、屋根ふき替え、軒天改修の数量の減によるものです。

１ページから３ページにつきましては仮契約書、４ページにつきましては本契約書案となっておりますので、後ほどご高欄ください。

５ページ目をお開きください。４番、当初契約内容、予定価格２億1,114万5,000円、落札金額２億790万円、落札率98.46％、５番、変更契約内容、予定価格２億1,202万5,000円、落札金額２億875万8,000円となり、85万8,000円の増額の工事となります。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号　赤井川小学校改修工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第81号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第81号　赤井川小学校改修工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第２０　議案第８２号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第20、議案第82号　土地の売払いについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　ただいま上程いただきました議案第82号についてご説明させていただきます。

議案第82号　土地の売払いについて。

次により土地を売払いしたいので……

○議長（岩井英明君）　ちょっとお待ちください。

５分休憩します。

午前１１時４６分　休憩

午後　１時０５分　再開

○議長（岩井英明君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案の取下げ

○議長（岩井英明君）　議案第82号の取下げについて。

議案第82号の土地の売払いにつきましては、下記の理由により取り下げます。理由は契約条項に錯誤があったためということで、取下げの申請が参っております。

お諮りいたします。皆さん方の決を採りたいと思います。この取下げに賛同の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

○議長（岩井英明君）　ありがとうございます。全員の賛同を得れたということでご了承願います。

次に、先ほど設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては先ほど協議のとおり川人議員に、副委員長につきましては藤門議員にお願いいたしたいと思いますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

◎日程第２１　議案第８３号ないし日程第２４　議案第８６号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第21、議案第83号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

この際、日程第21、議案第83号から日程第24、議案第86号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第21、議案第83号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）、日程第22、議案第84号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、日程第23、議案第85号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第３号）及び日程第24、議案第86号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第３号）を一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、ただいま上程いただきました補正予算案について説明をさせていただきます。

まずは、令和７年度赤井川村一般会計補正予算書（第９号）をお開きください。

議案第83号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）。

令和７年度赤井川村の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６億8,445万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,078万5,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正、第２条、継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

地方債の補正、第３条、地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

それでは、２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額から２億7,811万7,000円を減じ、３億6,518万9,000円に、１項国庫負担金で50万2,000円の追加、２項国庫補助金で２億7,942万1,000円の減額、３項委託金で80万2,000円の追加でございます。

15款道支出金、既定額に25万円を追加し、１億1,350万2,000円に、１項の道負担金の追加でございます。

16款財産収入、既定額に974万6,000円を追加し、1,871万4,000円に、２項財産売払収入の追加でございます。

18款繰入金、既定額から9,800万円を減じ、２億5,677万8,000円に、２項の基金繰入金の減でございます。

20款諸収入、既定額に126万2,000円を追加し、１億3,013万9,000円に、４項の雑入の追加でございます。

21款村債、既定額から３億1,960万円を減じ、５億2,400万円に、１項の村債の減額でございます。

歳入合計、既定額から６億8,445万9,000円を減じ、34億4,078万5,000円にしようとするものでございます。

続いて、３ページに入ります。歳出、１款議会費、既定額に32万5,000円を追加し、6,103万3,000円に、１項の議会費の追加。

２款総務費、既定額から６億6,584万9,000円を減じ、５億5,759万7,000円に、１項の総務管理費で６億6,623万9,000円の減、２項徴税費で40万7,000円の追加、３項戸籍住民基本台帳費で１万7,000円の減でございます。

３款民生費、既定額から451万1,000円を減じ、３億8,354万1,000円に、１項の社会福祉費で301万円の減、２項児童福祉費で150万1,000円の減でございます。

４款衛生費、既定額から280万8,000円を減じ、３億5,202万1,000円に、１項の保健衛生

費の減でございます。

５款農林水産業費、既定額に61万3,000円を追加し、２億1,549万2,000円に、１項の農業費で２万7,000円の減、２項の林業費で64万円の追加でございます。

６款商工費、既定額に157万2,000円を追加し、２億3,251万2,000円に、１項の商工費の追加でございます。

７款土木費、既定額から201万2,000円を減じ、５億896万9,000円に、２項の道路橋梁費で63万6,000円の追加、５項住宅費で264万8,000円の減でございます。

４ページに入ります。８款消防費、既定額に178万円を追加し、２億5,320万6,000円に、１項の消防費の追加でございます。

９款教育費、既定額に311万6,000円を追加し、６億279万円に、１項の教育総務費で118万6,000円の追加、２項の小学校費で88万2,000円の追加、３項中学校費で88万5,000円の追加、４項社会教育費で16万3,000円の追加でございます。

10款災害復旧費、既定額から2,000万円を減じ、1,050万円に、１項の公共土木施設災害復旧費の減でございます。

11款公債費、既定額に272万9,000円を追加し、２億6,031万7,000円に、１項の公債費の追加でございます。

12款予備費、既定額に58万6,000円を追加し、280万7,000円に、１項の予備費の追加でございます。

歳出合計、既定額から６億8,445万9,000円を減じ、歳入同額の34億4,078万5,000円にしようとするものでございます。

続いて、５ページに入ります。第２表、継続費補正、２款総務費、１項総務管理費、事業名、赤井川村役場改修発注支援業務、補正前が1,426万8,000円、補正後はゼロ、年度、年割額については記載のとおりです。２款総務費、１項総務管理費、赤井川村役場改修工事監理業務、補正前3,900万円、補正後ゼロ円、年度、年割額については記載のとおりです。事業名、赤井川村役場改修工事、10億9,389万4,000円、補正後はゼロです。年度、年割額については記載のとおりです。庁舎備品購入事業（改修附帯分）、補正前4,030万円、補正後はゼロ円です。年度、年割額については記載のとおりとなっております。

続いて、６ページに入ります。第３表、地方債補正、起債の方法、利率、償還の方法については全て従前のとおりとなりますので、それぞれの起債目的の変更分のみ読み上げさせていただきます。過疎対策事業債、上段、赤井川村役場改修工事（補助対象外経費分）、補正前4,820万円、補正後皆減のゼロ円です。起債、過疎対策事業債、補正前合計２億3,160万円、補正後4,820万円減の１億8,340万円でございます。

続いて、緊急自然災害防止対策事業債、中段の日の出線排水整備工事等でございます。補正前2,200万円、補正後、皆減でございます。緊急自然災害防止対策事業債計につきましては、補正前5,050万円、補正後は2,200万円減の2,850万円でございます。

続いて、７ページに入ります。緊急防災・減災事業債、中段、赤井川村役場改修工事（防

災拠点分)、補正前２億2,600万円、補正後は皆減のゼロです。合計３億9,400万円、補正後は２億2,600万円減の8,340万円です。

続いて、公共施設等適正管理推進事業債、上段の赤井川村役場改修工事（ユニバーサルデザイン化分）２億5,600万円、皆減のゼロでございます。２つ飛んで、山村活性化支援センター自動ドア装置駆動ユニット修繕、補正前ゼロ、補正後については30万円でございます。一般廃棄物最終処分場設備修繕、補正前ゼロ、補正後で130万円。赤井川小学校下水道ポンプ修繕、補正前がゼロ、補正後が60万円の追加でございます。公共施設等適正管理推進事業債計につきましては、補正前3,420万円、補正後は2,340万円減の1,080万円でございます。

起債の総合計では､補正前８億4,360万円､補正後につきましては３億1,960万円を減じ、５億2,400万円でございます。

今回の一般会計の補正予算につきましては、大きくは庁舎改修工事について中止したということに伴う当初予算で計上させていただいていたそれぞれの予算について減額補正をさせていただいております。

詳細については副村長、担当課長でご説明しますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いします。

続きまして、令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第２号）です。

１ページをお開きください。議案第84号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第２号)。

令和７年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,274万2,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、５款繰入金、既定額から104万7,000円を減じ、2,410万7,000円に、１項の他会計繰入金の減額です。

歳入合計、既定額から104万7,000円を減じ、5,274万2,000円にしようとするものです。

続いて、３ページ、歳出、１款総務費、既定額から104万7,000円を減じ、4,843万5,000円に、１項総務管理費の減でございます。

４款諸支出金、既定額に４万8,000円を追加し、65万6,000円に、１項の償還金及び還付加算金の追加でございます。

５款予備費、既定額から４万8,000円を減じ、364万9,000円に、１項予備費の減額です。

歳出合計、既定額から104万7,000円を減じ、歳入同額の5,274万2,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算書（第３号）でございます。

１ページ目をお開きください。議案第85号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第３号）。

総則、第１条、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

１款簡易水道事業収益、１項営業収益、既定額から176万1,000円を減じ、4,969万円に、２項の営業外収益、既定額に424万6,000円を追加し、8,952万円に。

支出に入ります。１款簡易水道事業費用、第１項営業費用、既定額に239万6,000円を追加し、１億3,557万2,000円に、第２項、営業外費用、既定額に８万9,000円を追加し、178万5,000円に。

資本的収入及び支出、第３条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款資本的収入、第２項他会計補助金、既定額に16万6,000円を追加し、799万7,000円に。

支出、第１款資本的支出、第１項建設改良費、既定額に16万6,000円を追加し、１億326万4,000円に。

企業債、第４条、予算第６条に定めた限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、限度額、順にご説明をします。公営企業会計適用、補正前460万円、補正後130万円増の590万円、建設改良事業6,800万円、補正後は7,270万円で、470万円の増です。起債合計、補正前7,260万円を補正後7,950万円にしようとするものでございます。

２ページに入ります。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第５条、予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

１号、職員給与費、既定額に43万4,000円を追加し、612万5,000円に。

他会計からの補助金、第６条、予算第10条中「6,599万8,000円」を「7,037万4,000円」に改める。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

最後になります。令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第３号）。

１ページ目をお開きください。議案第86号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第３号）。

総則、第１条、令和７年度赤井川村下水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、令和７年度赤井川村下水道事業会計予算（以下「予算」

という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款下水道事業収益、第１項営業収益、既定額に１万4,000円を追加し、1,540万8,000円に、第２項営業外収益、既定額から33万1,000円を減じ、１億133万6,000円に。

支出、第１款下水道事業費用、第１項営業費用、既定額から145万7,000円を減じ、１億258万2,000円に、第２項営業外費用、既定額に114万円を追加し、351万9,000円に。

資本的収入及び支出、第３条、予算第４条本文括弧書きを「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,952万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額561万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,033万5,000円、当該年度分損益勘定留保資金357万円で補填するものとする。)」と改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第１款資本的支出、第２項企業債償還金、既定額に241万円を追加し、2,360万1,000円に。

企業債、第４条、予算第６条に定めた限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、公営企業会計適用債、限度額、補正前460万円、補正後130万円増の590万円です。

２ページに入ります。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第５条、予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

１号、職員給与費、既定額に26万7,000円を追加し、954万3,000円に。

他会計からの補助金、第６条、予算第10条中「7,346万円」を「7,311万2,000円」に改める。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

詳細については担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　副村長。

○副村長（大石和朗君）　それでは、私のほうから令和７年度一般会計補正予算（第９号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の10ページ目をお開きください。２、歳入、14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、既定額に50万2,000円を追加し、4,444万4,000円に、内訳は介護給付費、訓練等給付費国庫負担金で75万円の増額、障害児入所給付、医療費国庫負担金の25万円の減額などで、ともに実績の増減によるものでございます。

同じく10ページ中段から11ページにかけて、14款２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、既定額から２億7,960万3,000円を減じ、１億827万8,000円に、内訳はエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金、ＺＥＢ普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

補助金については庁舎改修工事が白紙になったことによる減額でございます。デジタル基盤改革支援補助金については国保標準システム等の作業遅延による減額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については昨年同様今年度も燃料高騰や物価高騰に対する交付金として増額、地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金については当初むらタクの実証運行を予定しておりましたが、交通関係組織との調整がつかなかったため、事業計画変更による減額でございます。

同じく11ページ中段、14款２項３目衛生費国庫補助金、既定額に18万2,000円を追加し、299万9,000円に、内訳は感染症予防事業費等国庫補助金の新規計上で、子宮頸がん健康管理システムの改修事業等に支給されるものでございます。

同じく11ページ下段、14款３項委託金、１目総務費委託金、既定額に80万2,000円を追加し、487万7,000円に、内訳は中長期在留者住居地届出等事務委託費の増額で、実績による増額でございます。

続いて、12ページです。15款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金、既定額に25万円を追加し、2,455万9,000円に、内訳は介護給付費、訓練等給付費道負担金の増額と障害児入所給付、医療費道負担金の減額で、理由は国庫負担金と同様でございます。

13ページ、16款財産収入、２項財産売払収入、１目不動産売払収入、既定額に974万6,000円を追加し、1,056万2,000円に、内訳は土地建物等売り払い代金の増額で、村有地売却、字常盤443番地の３による計上でございます。

続いて、14ページです。18款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、既定額から4,800万円を減じ、１億4,900万円にしようとするものです。内訳は、歳出の減額により歳入不足による財源補填の見込みが現時点で少なくなったことによる減額でございます。

同じく14ページ中段、18款２項７目ふるさと創生基金繰入金、既定額から5,000万円を減じ、ゼロ円に、内訳は庁舎改修の財源としてふるさと創生基金の活用を予算計上しておりましたが、庁舎改修の白紙により減額するものでございます。

続いて、15ページです。20款諸収入、４項雑入、５目雑入、既定額に126万2,000円を追加し、8,152万円に、内訳は会計年度任用職員等の雇用保険料の利率改定等による減額、市町村等公演事業補助金の交付決定による新規計上、子どもの第三の居場所運営費助成金の交付決定による新規計上でございます。

続いて、16ページです。21款村債、１項村債、１目過疎対策事業債、既定額から4,820万円を減じ、１億8,340万円に、内訳は役場庁舎改修工事の中止による減額でございます。

同じく16ページ中段、21款１項３目緊急自然災害防止対策事業債、既定額から2,200万円を減じ、2,850万円に、内訳は日の出線排水整備工事中止による減額でございます。

同じく16ページ中段、21款１項５目緊急防災・減災事業債、既定額から２億2,600万円を減じ、8,340万円に、内訳は役場庁舎改修工事中止による減額でございます。

同じく16ページ下段、21款１項村債、６目公共施設等適正管理推進事業債、既定額から

2,340万円を減じ、1,080万円に、内訳は役場庁舎改修工事中止による減及び一般廃棄物最終処分場等の設備修繕の財源としての新規計上でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、議会費及び総務課所管の歳出予算について説明させていただきます。

17ページをお開きください。３、歳出、１款議会費、１項議会費、１目議会費、既定額に32万5,000円を追加して6,103万3,000円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告等に伴い、議員及び一般職員に係る人件費、２節給料から４節共済費を増額しようとするものでございます。なお、今年度の人事院勧告の概要は、先ほど上程、可決いただきました条例内容のとおりでございます。

続いて、18ページから19ページになります。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、既定額から658万2,000円を減額して３億152万円にしようとするものです。補正内容は、細目１、人件費におきまして、人事院勧告等に伴い、特別職、一般職、会計年度職員に係る１節報酬から４節共済費を総額390万6,000円増額しようとするものでございます。細目２、一般管理費では12節委託料でシステム改修経費38万5,000円の増額計上、また細目４の交通空白解消緊急対策費では12節委託料で351万6,000円の減額、17節備品購入費で717万7,000円を減額しようとするもので、当初村内の交通空白部分を解消する目的で予約運行型の公共ライドシェアの実証試験を村内から小樽市などで行う計画をしておりましたが、公共交通団体の理解を得るべく調整を進めてまいりましたが、調整の結果、体制構築も含めて実証事業をするのは時期尚早と判断して、当初予定しておりました実証運行委託費、車両購入費、関連する手数料等を皆減しようとするものでございます。なお、冬期間むらバスを平日２往復、土日祝日１往復増便する実証運行は、交通空白解消実証試験として計画どおり12月から余市協会病院まで実証中でございます。また、この事業につきましては、ついた予算で車両を購入して村内の交通空白の解消手段を検討するということでぎりぎりまで調整した結果、補正予算計上での説明となってしまったことを申し添えさせていただきます。

続いて、19ページ下段でございます。４目財産管理費、既定額から２万2,000円を減額して368万8,000円にしようとするものです。補正内容は、12節委託料で執行実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

続いて、20ページの中段をお開きください。８目企画費、既定額から６億3,606万1,000円を減額して１億1,626万3,000円にしようとするものです。主な補正内容は、細目６の再生可能エネルギー事業費で役場改修工事に関わります事業費についてでございます。これは、先月に予定していた改修工事を計画白紙とすることを村として判断いたしました。それに伴いまして14節工事請負費の改修工事費用６億267万8,000円、12節委託料では工事に

関係する業務として予定しておりました工事監理業務1,950万円の減額、発注支援業務713万4,000円の減額、11節役務費では関連作業費として見込んでいた作業費、手数料400万円を皆減しようとするもので、庁舎改修関係では総額６億3,331万2,000円を減額しようとするものでございます。

続いて、20ページ下段から21ページになります。９目庁舎管理費、既定額から2,447万6,000円を減額して1,024万6,000円にしようとするものです。補正内容は、８目企画費での説明と同じになりますが、13節使用料及び賃借料で庁舎改修時の書類保管用倉庫借り上げ料として17万6,000円を予定しておりましたが、これを皆減、17節備品購入費では改修後に予定しておりました庁舎備品購入費2,430万円を皆減しようとするものでございます。先ほどの企画費とこの庁舎管理費を合わせた庁舎関係の歳出につきましては全部で６億5,778万8,000円の減額、先ほど副村長から説明のありました歳入に関しましては６億1,299万円の減額となってございます。

続いて、21ページ中段でございます。10目集会施設管理費、既定額に77万3,000円を追加して2,027万3,000円にしようとするものです。補正内容は、都住民センターにおいては10節需用費で光熱水費と燃料費の増額の計上、山村活性化支援センターでも10節需用費で玄関自動ドアの修繕費、14節工事請負費では電気高圧機器更新に関わりまして機材の価格上昇してしまったことから、13万円増額計上しようとするものでございます。

続いて、38ページのほうに飛ばさせていただきます。38ページに移ります。８款消防費、１項消防費、１目分担金及び交付金、既定額に178万円を追加して１億6,739万5,000円にしようとするものです。補正内容は、北後志消防組合負担金の増額でございます。

続いて、また43ページのほうまで飛ばさせていただきます。43ページ、11款公債費、１項公債費、１目元金、既定額に64万6,000円を追加して２億4,854万円にしようとするものでございます。内訳は、臨時財政対策債借入れ10年後の利率見直しに伴う増額でございます。

２目利子、既定額に208万3,000円を追加して1,177万7,000円にしようとするものです。内訳は、新規借入分の利率を当初予算では見込みの利率で計上していましたが、借入れにより利率が確定したため、増額しようとするものでございます。

最後に、44ページをお開きください。12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額に58万6,000円を追加して280万7,000円にしようとするものです。これは、全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

以上で議会費及び総務課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、36ページ以降に補正予算給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　住民課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　それでは、私から住民課所管の一般会計歳出補正予算につい

てご説明させていただきます。

予算書の20ページをお開きいただき、上段を御覧ください。２款総務費、１項総務管理費、７目地域安全対策費、既定額に12万9,000円を追加し、385万3,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費の光熱水費増額で交通安全灯の電気料金について実績による推計から不足が見込まれる金額を増額するもの及び修繕費における不足見込額を増額しようとするもののほか、18節負担金補助及び交付金で、村交通安全協会運営補助金について今年度は協会会計における前年度繰越金の余剰により支障なく運営ができるとの申出があり、今年度の当該補助金予算額５万円を皆減しようとするものです。

次に、21ページ下段を御覧ください。２款２項徴税費、２目賦課徴収費、既定額に40万7,000円を追加し、1,226万円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で、令和７年度の税制改正による給与所得控除や所得税基礎控除の引上げなどに対応したシステムの改修が令和７年中の申告業務に必要となることから、個人住民税システム改修業務委託料を新規計上しようとするものです。

続いて、同ページ最下段を御覧ください。２款３項戸籍住民基本台帳費、１枚めくりまして、１目戸籍住民基本台帳費、既定額から30万3,000円を減額し、3,109万6,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で業務完了により金額が確定したことに伴う執行残を整理するものとなっております。

続きまして、２款３項２目国民年金費、既定額に28万6,000円を追加し、30万2,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で、こちらも徴税費の補正と同様に令和７年度の税制改正に伴い、年金生活支援給付金システム及び総合行政システムのうち国民年金業務分に係る改修の必要があるため、それぞれ新規計上しようとするものです。

次に、少し飛びまして29ページの中段を御覧ください。４款衛生費、１項保健衛生費、３目環境衛生費､既定額に480万円を追加し､２億4,541万1,000円にしようとするものです。内訳は、細目２の墓地、火葬場費では赤井川村火葬場のくみ取り手数料について実績に基づく不足額を増額しようとするものです。細目３の廃棄物処理費では、10節需用費で一般廃棄物最終処分場に係る消耗品及び修繕費で必要となる金額を増額するほか、12節委託料で同じく一般廃棄物最終処分場の浸出水処理設備におけるＰＬＣ、こちらはあらかじめ決められた順序で各工程を進める制御装置のことなのですが、こちらにエラーが発生しておりましたが、不具合について修繕するために原因の特定が必要となり、その調査業務を委託するための経費を新規計上するものとなっております。また、18節負担金補助及び交付金の北しりべし廃棄物処理広域連合負担金が前年度決算剰余金の精算により構成市町村の負担金額がそれぞれ減額となっているものです。そのほか、細目６の簡易水道事業費で437万6,000円の増額、細目７の下水道事業費で34万8,000円の減額と18節負担金補助及び交付金の各事業会計補助金でそれぞれ必要額に合わせて増減額を計上しようとするものとなっております。

以上で住民課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご

審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（岩井英明君）　髙松保健福祉課長。
○保健福祉課長（髙松重和君）　それでは、保健福祉課歳出予算についてご説明させていただきます。
23ページ目をお開きください。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、既定額から580万8,000円を減額し、１億4,408万7,000円にしようとするものです。主な補正内容は、人事院勧告に基づく人件費の補正、12節委託料と13節使用料及び賃借料については障害者システム国の標準化改修対応に関する節の組替えでございます。18節負担金補助及び交付金に関しては、社会福祉協議会からの申出により、社協事務局人員体制について令和７年度当初予算時には人員増加要望があり、予算計上しておりましたが、結果として本年度は現行人員体制で問題がないということで社会福祉協議会運営費補助金の変更協議申出書がなされたことから、人件費として450万円を減少するとともに、現在保健福祉課公用車にて対応している社協の各種移送サービスにおいて、当該車両は購入から14年を経過し、専ら社協利用のため、来年の車検満了をもって公用車としては廃止としていきたいという方針であることから、社協にて送迎サービス用車両を購入するための135万円の補助協議があったことから、減額分の450万円、増額要望分の135万円を相殺し、社協運営費補助金として315万円の減額補正とするものです。また、扶助費に関しては、障害者介護給付費、訓練等給付費として120万円を増額するものです。
次に、25ページへ進みます。２目老人福祉費、既定額に14万7,000円を追加し、1,489万9,000円にしようとするもので、養護老人ホーム入所者措置費を増額するものです。
次に、３目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、既定額に23万6,000円を追加し、183万円にしようとするもので、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費を増額するものです。
次に、５目介護保険事業費、既定額に334万5,000円を追加し、7,662万円にしようとするもので、旅費、有料道路通行料等の増額と後志広域連合負担金事務費分として330万円を増額しようとするものです。
次に、６目地域支援事業費、既定額から93万円を減額し、4,902万3,000円にしようとするもので、社会福祉協議会へ委託している生活支援体制整備事業委託料に関して、先ほどの社協事務局人員体制とも関連しますが、社協からの申出により当初予定していた事業体制によらず現行人員体制で事業受託が行われているとの申出を受け、委託料を減額するものです。
次に、26ページへ進みます。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、既定額から367万円を減額し、2,890万7,000円にしようとするもので、人事院勧告や会計年度任用職員の退職等により、保育所人件費の減額計上をするものです。
次に、２目こども医療費、歳出予算額に変更はなく、財源内訳の変更を行うものです。
次に、３目保育所運営費、既定額から４万2,000円を減額し、2,124万3,000円にしようと

するもので、主に会計年度任用職員の退職に伴い、通勤手当相当の費用弁償を減額するものです。

27ページへ進みます。３款２項に子ども第三の居場所運営費として新たに目を設定し、施設運営準備費用として221万1,000円を計上しようとするものです。施設工事完了後速やかな開設準備を進めるため、10節需用費として光熱水費、燃料費として20万円、光回線仮設費として15万円、３月１か月分の運営委託料として56万1,000円、備品購入費として130万円を計上するものです。なお、委託費として計上している56万1,000円については、開設準備費用として図書、玩具類、食器類等のほか、春休み期間中のプレオープンによる利用児童に対する食料費や消耗品費のほか、事務消耗品費などを計上しております。

28ページへ進みます。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、既定額に118万8,000円を追加し、3,625万9,000円にしようとするもので、人事院勧告による人件費の補正、18節負担金補助及び交付金は例年北後志５町村で補助しております余市協会病院救急医療体制維持補助金115万3,000円を新たに計上するとともに、22節償還金利子及び割引料は前年度の母子保健事業に関する国庫補助金の返還金として7,000円を計上しようとするものです。

次に、29ページ中段に進みます。２目予防費、既定額から881万6,000円を減額し、1,513万2,000円にしようとするもので、健康管理システムの国の標準化に伴う改修を当初予算として予定しておりましたが、歳入説明にもありましたが、システム移行準備の遅れなどから次年度で実施することとなったため、皆減するものです。

30ページ上段へ進みます。４目診療所費、既定額から31万5,000円を減額し、4,438万1,000円にしようとするもので、委託業務及び備品購入費の執行残を減額するものです。

次に、５目健康支援センター費、既定額に33万5,000円を増額し、1,083万8,000円にしようとするもので、主に健康支援センターの修繕費及び電話料を増額するものです。

以上で保健福祉課所管歳出予算についてご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　神産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　それでは、私から産業課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費、歳出予算額406万円に変わりはございませんが、農業者年金受託事業費の実績による旅費、有料道路通行料、駐車場使用料を増額し、消耗品費を減額しようとするものです。

５款１項２目農業総務費、既定額から33万円を減額し、4,919万円にしようとするものです。内訳につきましては、人勧及び実績等により人件費の減額でございます。

32ページをお開きください。５款１項３目農業振興費、歳出予算額7,247万6,000円に変わりはございませんが、みどりの食料システム戦略総合対策事業費において有機農業推進

の先進地でございます大分県臼杵市への視察研修の参加希望者が増えたことにより７節報償費及び８節旅費を増額、視察研修地でのレンタカーガソリン代、また有料道路使用料として10節需用費と13節使用料及び賃借料の新規計上、17節で育苗用ビニールハウス１棟の購入費の執行残51万2,000円を整理、18節で会議参加負担金を増額しようとするものでございます。

５款１項９目水利施設管理費、既定額に30万3,000円を追加し、1,846万9,000円にしようとするものです。内訳は、落合ダムの電気料の実績と見込みによる増、あと堤体観測設備のバッテリー交換修繕により62万6,000円を増額、12節委託料においてはダム管理に関わる各委託業務の執行残を整理するものでございます。

５款２項林業費、１目林業総務費、既定額に64万円を追加し、2,294万1,000円にしようとするものです。内訳は、豊かな森づくり推進事業において苗代、労務費の事業標準単価の高騰により補助金10万円を増額、有害鳥獣駆除費におきましては単位報酬を実績と見込みにより52万円を増額、ヒグマ捕獲補助金２万円を増額しようとするものでございます。

34ページをお開きください。６款商工費、１項商工費、１目商工総務費、既定額に12万7,000円を追加し、2,226万8,000円にしようとするものです。内訳は、人勧及び実績等により人件費の増額でございます。

６款１項２目ふるさと納税事業費、既定額に10万円を追加し、１億5,005万5,000円にしようとするものです。内訳につきましては、寄附者獲得のためＰＲ用に使用する返礼品代として10万円の新規計上でございます。

６款１項３目観光費、既定額に84万5,000円を追加し、4,459万7,000円にしようとするものです。内訳は、観光振興費で自治体間連携事業謝金としまして上毛町との連携協定に基づきまして地域活性化に向けた観光、移住、定住促進ＰＲの合同実施に関わる報償費18万5,000円の新規計上、また普通旅費の実績見込みによる減額、道の駅あかいがわ施設管理費で本館用の販売管理システム更新のため委託料として62万5,000円を新規計上、また道の駅スタンプラリー用のスタンプ劣化により新たに４種類のスタンプを作製、購入するために12万円に新規計上するものでございます。

６款１項４目保養センター費、既定額に50万円を追加し、1,559万2,000円にしようとするものです。内訳につきましては、保養センター厨房の床等の修理のために増額するものでございます。

以上で産業課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　それでは、建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

36ページを御覧ください。７款土木費、２項道路橋梁費、１目道路維持費、既定額に14万9,000円を加え、１億5,646万2,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費、街

灯に係る電気料金、光熱費の増額でございます。

次に、７款２項２目道路新設改良費、既定額に48万7,000円を加え、8,918万2,000円にしようとするものです。内訳は、２節給料、３節職員手当等、４節共済費、人事院勧告による増額でございます。

次に、７款５項住宅費、１目住宅管理費、既定額から264万8,000円を減じ、１億5,795万4,000円にしようとするものです。内訳は、２節給料、３節職員手当等、４節共済費、こちらは実績による減額でございます。

次に、42ページをお開きください。10款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費、１目道路河川災害復旧費、既定額から2,000万円を減じ、1,050万円にしようとするものです。内訳は、14節工事請負費、日の出線排水整備工事において河川管理者の北海道のほうから河川流末施設施工箇所の工法の変更が必要との指摘がございました。これに当たり、大幅な工事費の増額変更となり、地権者様とも協議した結果、事業中止による皆減でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　小林教育委員会次長。

○教育委員会次長（小林義幸君）　それでは、教育委員会所管歳出予算についてご説明いたします。

39ページをお開きください。９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、既定額に118万6,000円を追加し、6,329万9,000円にしようとするものです。内訳は、本年度人事院勧告に伴う職員人件費の増加等を行うものです。

40ページをお開きください。９款２項小学校費、１目学校管理費、既定額に74万5,000円を追加し、２億4,697万3,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で赤井川小学校の下水道ポンプの修繕費として計上するものです。

40ページ中段になります。９款２項２目教育振興費、既定額に13万7,000円を追加し、942万6,000円にしようとするものです。内訳は、７節報償費で令和８年４月に赤井川小学校に入学する児童への記念品リュックサックを新規計上、13節使用料及び賃借料は生徒、児童用のタブレット端末のライセンス使用料の新規計上となっております。本年度新たに生徒、児童用のタブレット端末を購入するのですが、購入は北海道が共同購入する事業となっており、早ければ９月に導入できる予定でした。９月導入であれば５年契約しているこれまでの契約内でありましたが、赤井川分の導入は３月となったため、必要な月数のライセンス使用料を計上するものです。

40ページ下段になります。９款３項中学校費、２目教育振興費、既定額に88万5,000円を追加し、2,798万4,000円にしようとするものです。内訳は、13節使用料及び賃借料で先ほど小学校費で説明した内容と同様になります。18節負担金補助及び交付金は、中学校体育連盟大会補助金であり、冬季シーズンに行われるスキー大会の補助金となります。

41ページになります。９款４項社会教育費、１目社会教育総務費、既定額に16万3,000円を追加し、8,922万2,000円にしようとするものです。内訳は、本年度人事院勧告に伴う職員人件費の増額を行うものです。

以上で教育委員会所管歳出予算の説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　続きまして、令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

６ページ目をお開きください。２、歳入、５款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、既定額から104万7,000円を減額し、2,399万円にしようとするもので、人件費及び事務費分の一般会計が負担する繰入金を減額するものです。

次のページへ進みます。３、歳出、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、既定額から104万7,000円を減額し、1,039万5,000円にしようとするもので、人事院勧告に基づく人件費の補正のほか、委託料については国保システム国の標準化対応についてシステム移行準備の遅れなどから本年度と来年度にシステム改修業務を分けることとなったため、本年度実施分の残額である137万9,000円を減額するものです。

８ページへ進みます。４款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険税還付金、既定額に４万8,000円を追加し、52万8,000円にしようとするもので、保険税還付金を増額するものです。

次に進みます。５款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額から４万8,000円を減額し、364万9,000円にしようとするもので、歳入歳出のバランスを取るための調整となっております。

終わりになりますが、10ページ以降に今回の人件費、補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第３号）についてご説明させていただきます。

３ページ、補正予算実施計画、４ページ、キャッシュフロー計算書、５ページから７ページにかけまして給与費明細書、８ページ、９ページ、予定貸借対照表につきましては後ほどご高覧ください。

10ページを御覧ください。補正予算明細書になります。収益的収入及び支出、収入、１款簡易水道事業収益、１項営業収益、２目その他営業収益、既定予定額から176万1,000円を減じ、573万4,000円にしようとするものです。これにつきましては、給水工事設計審査手数料等の実績による増額と下水道事業からの共通経費割合の変更による減額でございま

す。

次に、１款２項営業外収益、１目受取利息及び配当金、既決予定額に３万6,000円を加え、３万8,000円にしようとするものでございます。これにつきましては、実績による増額でございます。

次に、１款２項２目他会計補助金、既決予定額に421万円を加え、6,237万7,000円にしようとするものです。これにつきましては、一般会計補助金の増額でございます。

次に、支出、簡易水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費、既決予定額から５万7,000円を減じ、5,494万7,000円にしようとするものです。これにつきましては、実績試算による委託料の減額及び修繕費の増額でございます。

次に、１款１項２目配水及び給水費、既決予定額に200万5,000円を加え、1,240万8,000円にしようとするものです。これにつきましては、実績試算による修繕費の増額でございます。

次に、１款１項３目総係費、既決予定額に44万8,000円を加え、3,243万8,000円にしようとするものです。これにつきましては、人事院勧告に伴う対象職員の給料、手当、法定福利費、負担金及び旅費の増額でございます。

次に、１款２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費、既決予定額に８万9,000円を加え、178万5,000円にしようとするものです。これにつきましても実績試算による企業債利息の増額になります。

次に、資本的収入及び支出、収入、１款資本的収入、２項他会計補助金、１目他会計補助金、既決予定額に16万6,000円を加え、799万7,000円にしようとするものです。これにつきましては、一般会計補助金の増額でございます。

次に、支出、１款資本的支出、１項建設改良費、１目配水施設費、既決予定額に16万6,000円を加え、１億216万6,000円にしようとするものです。これにつきましては、都浄水場改修工事機械工場検査に係る旅費の増額でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第３号）の説明を終了いたします。

続きまして、赤井川村下水道事業会計補正予算（第３号）について説明させていただきます。

３ページ、補正予算実施計画、４ページ、キャッシュフロー計算書、５ページから７ページにかけまして給与費明細書、８ページ、９ページ、予定貸借対照表につきましては後ほどご高覧ください。

10ページを御覧ください。補正予算明細書となります。収益的収入及び支出、収入、１款下水道事業収益、１項営業収益、２目その他営業収益、既決予定額に１万4,000円を加え、２万4,000円にしようとするものです。これにつきましては、排水設備等工事設計審査手数料等の実績による増額でございます。

次に、１款２項営業外収益、１目受取利息及び配当金、既決予定額に１万7,000円を加え、１万9,000円にしようとするものです。これにつきましては、実績による増額でございます。

次に、１款２項２目他会計補助金、既決予定額から34万8,000円を減じ、6,622万1,000円にしようとするものです。これにつきましては、一般会計補助金の減額でございます。

次に、支出、１款下水道事業費用、１項営業費用、１目管渠費、既決予定額に６万4,000円を加え、244万5,000円にしようとするものです。これにつきましては、実績試算による動力費の増額でございます。

次に、１款１項３目総係費、既決予定額から152万1,000円を減じ、2,525万2,000円にしようとするものです。これにつきましては、人事院勧告に伴う対象職員の給料、手当、法定福利費の増額及び公営企業共通経費の負担割合減による負担金の減額でございます。

次に、１款２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費、既決予定額に114万円を加え、351万9,000円にしようとするものです。これにつきましては、実績試算による企業債利息の増額になります。

次に、資本的収入及び支出、支出、１款資本的支出、１項企業債償還金、１目建設改良等企業債償還金、既決予定額に241万円を加え、2,360万1,000円にしようとするものです。これにつきましては､元金の繰上償還による建設改良等企業債償還金の増額でございます。

以上で赤井川村下水道事業会計補正予算（第３号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第83号から議案第86号までにつきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第83号から議案第86号までにつきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第２５　議案第８７号及び日程第２６　議案第８８号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第25、議案第87号　赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

この際、日程第25、議案第87号から日程第26、議案第88号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第87号　赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定について及び日程第26、議案第88号　道の駅あかいがわの指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、ただいま上程いただきました議案第87号についてご説明させていただきます。

議案第87号　赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定について。

赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の２第６項及び赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条の規定により議会の議決を求める。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

記といたしまして、まず１つ目、指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称でございます。所在地、赤井川村字常盤443番地の１、名称、赤井川村山村活性化センター。２つ目、指定管理者に指定する団体の主たる事務所の所在地及び名称でございます。団体の所在地、札幌市中央区南19条西14丁目２番35号、団体の名称は有限会社恒志堂代表取締役、佐藤元春でございます。３といたしまして、指定の期間といたしましては令和８年４月１日から令和13年の３月31日までの５年間の期間となってございます。

次ページ以降に関しましては申請書類のうち事業計画書及び収支計画書を添付しておりますが、事前にお配りさせていただいておりましたので、詳細につきましては省略させていただきますが、内容的には地域住民との合意形成、連携を図りながら地域内の魅力向上と活性化を図り、施設の維持管理なども地域の方々との協力関係を築くなど、指定管理者が変更になりましても事業者の創意工夫に基づいた管理運営により質の高いサービスが利用者に提供されるという内容になっておりまして、選定委員会でもそのような趣旨のご意見もいただきまして、このたび候補者として提案させていただくものでございます。どうぞご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　神産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　ただいま上程いただきました議案第88号についてご説明をさせていただきます。

議案第88号　道の駅あかいがわの指定管理者の指定について。

道の駅あかいがわの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の２第６項及び赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条の規定により議会の議決を求める。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

記といたしまして、１つ目、指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称、所在地は赤井川村字都190番地16、名称が道の駅あかいがわ。２つ目としまして、指定管理者に指定する団体の主たる事業所の所在地及び名称、所在地、余市郡赤井川村字常盤128番地１、名称、一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会代表理事、渡邊裕文。３としまして、指定の期間につきましては令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５年間の期間になってございます。

次ページ以降につきましては、山村活性化支援センターと同様に事前に資料につきましてお配りさせていただいておりますので、後ほどご高欄いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第88号につきましては、総務開発常任委員会へ付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第88号につきましては、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

次の同意案第４号につきましては、大西代表監査に関わる事件であるため、退席を求めます。

ここで暫時休憩します。

午後　２時１９分　休憩

（大西敏典代表監査委員退場）

午後　２時１９分　再開

○議長（岩井英明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第２７　同意案第４号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第27、同意案第４号　赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　同意案第４号　赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求める。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

記として、氏名、大西敏典、生年月日、（生年月日）、住所、（住所）でございます。

次ページに略歴表があります。氏名については大西敏典、生年月日は先ほどのとおりで、満（年齢）の（性別）です。住所についても先ほどのとおりでございます。新任期については、令和８年３月10日から令和12年３月９日までの４年間になります。現在任期、一番下に書

いてありますけれども、来年の３月９日までが現任期となってございます。大西さんにつきましては、最終学歴、駒澤大学経済学部を卒業しております。主な職歴としては、昭和51年４月に赤井川村役場に就職、主な公職、社会活動歴としまして、役場においては平成４年８月から平成９年６月まで赤井川村役場の社会課長、平成９年７月から平成12年８月までは赤井川村役場産業課長、平成12年８月から平成24年９月までは赤井川村教育委員会教育長、そして平成25年４月から現在まで赤井川村交通安全協会副会長を歴任してございます。

大西敏典さんにつきましては、皆さんもご存じのとおり、見識が高く、実直で真摯に監査業務に向かっていただいている方で、大西さんの力を引き続きお借りして村の監査の質を保っていきたいというふうに考えてございますので、皆様のご同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第４号　赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第４号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、同意案第４号　赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

午後　２時２３分　休憩

（大西敏典代表監査委員入場）

午後　２時２３分　再開

○議長（岩井英明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

大西代表監査委員に申し上げます。ただいまの同意案につきましては、同意されましたことをご報告申し上げます。

◎日程第２８　諮問案第１号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第28、諮問案第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　諮問案第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和７年12月11日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は指田良一、生年月日、(生年月日)生まれ、住所は(住所)でございます。

次ページに略歴表を載せてございます。氏名については指田良一、生年月日は先ほどのとおりでございます。年齢、性別につきましては満(年齢)の(性別)、住所も先ほどのとおりでございます。任期につきましては、令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間でございます。最終学歴は、大東文化大学日本文学科卒業でございます。主な職歴として、平成５年12月から平成17年３月まで有限会社アリスファーム、平成11年４月から令和７年３月までＪＡ新おたる、赤井川村農業協同組合、令和７年４月から社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会の事務局長として現在仕事に就いておられます。主な公職、社会活動歴として、赤井川村社会福祉協議会評議委員を平成29年１月から令和元年６月まで、赤井川村社会福祉協議会理事を令和元年６月から令和７年６月まで、第五期赤井川村総合計画策定審議会委員を令和６年11月から現在まで、赤井川村社会福祉協議会事務局長を令和７年４月から現在まで、赤井川村地域安全克雪方針策定連絡協議会委員を令和７年９月から現在までございます。

指田さんにつきましては、現在社会福祉協議会の事務局長として地域の社会福祉向上に尽力されております。大学生の頃、若い頃には子供たちのいろんな活動の支援をするボランティア活動なんかもしていたと伺っております。そういった略歴から人権擁護委員としての資質としては十分兼ね備えているというふうに思いますので、よろしく推薦のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより諮問案第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

諮問案第１号の候補者は、適任であるとして答申することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、諮問案第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任であるとして答申することに決定いたしました。

10分ほど休憩してください。

午後　２時２８分　休憩

午後　２時４０分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。

◎日程第２９　一般質問

○議長（岩井英明君）　次に、日程第29、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第１項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連議員。

○２番（連　　茂君）　それでは、マイナンバーカードとマイナ保険証の普及について質問させてください。

国では、マイナンバーカード、以降マイナカードと呼びます、とマイナ保険証の利用拡大を進めていますが、先日北海道新聞の報道によるとマイナ保険証の利用率は４割弱と利用率はとても低く、拡大が課題とされています。一部、お手元にない方もいるかもしれないのですが、お手元にお配りした総務省の資料によると全国のマイナカードの保有率が約80％、町村保有率は出している数字では80.6％とありました。あと、北海道は全国順で上から40番目の78.7％と全国平均を少し下回っているような状態です。その北海道の中で赤井川村のマイナカードの普及率を見ると52.5％と北海道の中でも特に低い状況です。その

要因は後で質問するとして、まずマイナカード及びマイナ保険証について高齢者の方々から仕組みが分かりづらい、申請が不安との声が聞こえたので、分かりやすい説明と安心して申請できる環境づくりが急務だと考え、村の姿勢を改めてお伺いしたいと思います。

１番、村内におけるマイナンバーカード及びマイナ保険証の交付率の現状と以前お伺いしたマイナカードの保有率に対し、現在の保有率が激減している要因についてご説明ください。

２番、高齢者に対してマイナ保険証の仕組みや利点を分かりやすく説明するため、村としてはどのような取組を行っているのか、さらに高齢者が安心して申請できるよう窓口支援や相談体制をどのように整えているかお伺いします。

３番、医療関係との連携によるメリット、診療時の手続の簡素化や薬の情報共有、医療費の適正計算など住民にどのように周知し、普及促進につなげているか、さらに赤井川村診療所のマイナ保険証の利用状況についてご説明ください。

４番、普及率向上に向けて村独自に展開する施策として広報紙や回覧板での分かりやすい解説記事の掲載、集会所を使っての区会ごとの説明会、相談会の開催、診療所と連携した申請サポート窓口の設置、村職員や民生委員、ボランティアによる個別訪問支援、外国人労働者に対しての説明会、相談会の開催など検討、実施しているか、現状の状況をお伺いします。

担当課を横断した質問になりますが、以上について村長にお伺いします。

以上です。

○議長（岩井英明君）　村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、連議員からのマイナ保険証の現状と今後の普及促進についてのご質問にお答えしたいと思います。

村内における国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者のマイナンバーカード普及率は68.53％であり、村として把握できる国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度におけるマイナ保険証の交付率は国保において252名、被保険者の66.27％、このうち日本人の住民に限ると230名、被保険者の69.13％となっております。また、後期高齢医療においては193名、被保険者71.5％となっております。ご質問にありますマイナンバーカード保有率に関しては、総務省が公表するマイナンバーカードの普及情報について令和６年５月から表示する統計の値が交付数から保有数に変更されており、令和７年10月末時点の赤井川村は、交付枚数率で見ますと74.2％となっています。なお、保有数は交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードを除いたものですが、令和７年10月公表値では分母とする人口が同年１月１日時点の人口となっています。赤井川村は、冬季リゾートの存在により特に１月を含む冬期間は外国人の比率が非常に高く、シーズンが終わると移動する外国人住民が多いため、保有率がなかなか上がらない大きな要因になっています。

２点目の高齢者に対する普及促進の取組ですが、昨年度マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する広報活動を行っているほか、マイナンバーカードの更新手続に関して

も広報活動を展開しているところですが、窓口においてはマイナ保険証に対し拒否感を示される方も一定数存在します。医療を受けるためには被保険者資格者証の提示でも影響はありませんので、この点は住民一人一人のご判断に委ねるのが実情です。

３点目のマイナ保険証によるメリットの周知の状況ですが、質問にあります診療時の手続の簡素化に関しては、さきにご説明しているように、村で把握している国保や後期高齢医療の被保険者の方に対しては特に入院時における高額療養費の限度額適用認定については被保険者の手続の簡素化につながるものであり、個別に窓口にてご説明をしているところです。また、赤井川診療所におけるマイナ保険証の利用状況ですが、慢性疾患等によるかかりつけ医として毎月43名程度の方が来院され、そのうち31名の方はマイナ保険証により受診している状況となっていますが、来院者に対し病院窓口においてお声がけさせていただき、マイナ保険証による受診を勧めているのが実情です。

最後に、マイナ保険証普及率向上に関してご質問により様々ご提案をいただきましたが、大前提としてマイナンバーカードを持つということが基本となりますが、マイナ保険証の普及促進に当たっては、議員のご提案にもあるように昨年度住民周知を行いましたが、医療機関と連携した取組が最も効果的であると考えており、具体的にはマイナンバーカードを所持している方で健康保険証との連携を行っていない方に対しましてはかかりつけ医療機関で手続を行うよう窓口にてご説明をしております。その中には赤井川村診療所も含まれ、昨年度は一定数赤井川診療所においてマイナ保険証連携登録の相談が寄せられ、サポートもしておりますので、引き続き国保や後期高齢者医療におけるマイナ保険証の普及促進を行っていく考えであります。なお、外国人労働者につきましては、転入手続に訪れるタイミングも就労状況もそれぞれ異なることから、まとまった形での説明会、相談会の開催は予定しておらず、窓口での相談に対して都度応じる対応となっております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　再質問ありませんか。

連議員。

○２番（連　　茂君）　それでは、今お伺いした部分での再質問を行いたいと思います。

まず、この質問の背景にあるのは、もともと僕統計調査員をやっていて、その統計調査に関してはかなりいろいろと自分なりに努力をしてきたつもりがあって、その中でマイナンバーカードの保有率というのを上げるというふうな部分に関してもかなりいろいろと自分の中ではできる範囲内で工夫をしてきたつもりです。それが急に、総務省のホームページを見ると赤井川村は普及率が52.5％という、半分だというふうに表示されたものですから、そこからこの質問を積み上げていったというふうなところがあります。

今村長の回答を見ると数字のトリックというのが多分、これ僕の理解が間違っていたら後で指摘してもらいたいのですけれども、分母が１月１日の時点の外国人がいっぱいいる時点のところの数が分母になっていて、上の分子の数が、これは７月だったら７月とかの、僕が出したのは10月ですか、10月の数が上にきているというふうに考えていいと思うので

すが、この数字のトリックは非常に、これも間違っていたら指摘してもらって結構なのですけれども、交付税の換算するときに人口だとかマイナンバーカードも組み込まれるというふうに以前聞いた覚えがあります。そういうふうな面でいうと、この数の五十何％というのは全国的にもかなり低い数字なのです。そのまんま分かりましたというふうにしていていいものかというか、これに関しては国のほうにある程度状況を説明する必要があるのかもしれないけれども、我が村としてできるのは、ではどうすればいいかというと、外国人の分母に当たる数をある程度上げていくという方法しかないと思うのです。

その中で、まずお伺いしたいのですけれども、今国勢調査を行われたばかりなので、あえて数字が出ていると思うので教えてほしいのは、赤井川村の日本人の人数と外国人の人数、今現在の数、あと外国人の労働者数、これもいつに話しすればということによって大分変わってくると思いますけれども､冬の1,200人ぐらいの段階での外国人の労働者数というのが大体どのくらいなのか、あと在留資格を持っている人がどのくらいなのか、あともし分かれば出身国別の数も教えてもらえたらなと思います。というのも、赤井川村が多言語に関してどのくらいの対応できているかというふうな部分の指針になると思うので、まずこの辺の数字のことをちょっとお伺いします。

○議長（岩井英明君）　藤田住民課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　それでは、今連議員から再質問の中で住民課の所管する部分について私のほうからちょっと回答させていただきたいと思います。

マイナンバーカードの保有率に関して総務省が公表している数字、今お話しされたとおり１月１日現在のと例えば連議員が提供していただいた資料については10月末の人口とで比べておりますので､どうしても差が出てしまうというところはあります。７月分までは、これは令和６年１月１日の人口と比べたものが公表されておりまして、こちらにつきましては総務省のほうで公表している数値であるので、なぜそこというところにつきましてはこちらのほうでは把握できないところではあるのですけれども、分母としましては１月１日現在というのが使われているところです。外国人の方も冬に、11月、今入ってきている時期なのですけれども、こちらに滞在する期間は保有したとしてもまた春になりましたら出ていかれるということで、保有率自体は、交付はしているのですけれども、保有率はなかなか上がらない状態というのは村長の答弁のとおりだと思います。

先ほど国勢調査のお話があったのですけれども、まだ本当に確定したものではないのですが､今現在把握している中では日本人の世帯としては520世帯で､外国人が78世帯ということになっています。世帯表示なのですけれども、外国の方はほとんどが単身なので、ほぼほぼこの数字が10月１日現在赤井川村にいらっしゃった外国の方の人数ではないかということで把握しているところでございます。

すみません、国別につきましては今ちょっと手元にはないのですけれども、おおよそ50か国ぐらい、１名のところもあれば、フィリピンとかインドネシアはたしか多かったかと思うのですけれども、数十人単位で来られているところもあります。まさに多国籍といい

ますか、ということで言語対応といたしましては窓口で翻訳する機械を使っていたり、キロロのほうで働いている方については人事の方が同行して手続を取られたりしているところで何とか対応しているところでございます。

○議長（岩井英明君）　再々質問。

連議員。

○２番（連　　茂君）　人口がどんどん赤井川村は少なくなっている中で、やっぱりある程度外国人との共存というかも考えていかなければいけないなというふうな気はするのです。その中で、特に目にするのはごみが予定の日に置かれていなかったりだとか、たまにですけれども、夜ちょっとセイコーマートの辺りで騒いでいる人がいたりとかというのがたまに見られたりなんかしますけれども、とはいえやっぱり外国人もこの赤井川村を選んでくれるような自治体にならないと、当然キロロにしても、あと農家のアシストをしてくれる労働者なんかも、あの地域には行きたくないなというふうに言われるような現状というのは避けていくべきではないかなと思っています。

これも間違っていたら指摘してもらって結構なのですけれども、たしか90日以上在日する場合には所得税だとか村民税だとか国保だとかというのがかかってくるというふうに聞いています。そういうふうな面でも、来たはいいけれども、そういうふうな税金も払わないで帰られるというのはちょっと忍びないなという、その手前に一番最初の一歩になってくるのが僕はマイナンバーカードの普及ではないかなというふうに思うのです。そういうふうな面でいうと、うちのホームページを見ると英語表記が全くない。だから、マイナンバーカード自身どういうふうにＰＲしているのか分からないですけれども、僕も何日間か海外の人を農業者で雇ったことありますけれども、マイナンバーカードの存在すら知らない。赤井川村に入ってきたときには必ず住民課に行っているはずなのです。そのときにそういうふうな話がある、もしくはペーパーが１枚あるというので大きく彼ら、彼女たちの意識というのは変わるのではないかなと思いますが、そこで今回質問した部分を外国人に置き換えてあえて質問をしてみたいと思うのですが、マイナンバーカードの外国人の普及に対して赤井川村はどのように説明をしているか。あと、医療機関、当然外国の方が病気になったりとかすることってあると思うのですけれども、そのときに医療機関との連携ができているか。そして、普及に向けて赤井川村の広報、先ほども言いましたけれども、広報や回覧板での分かりやすい説明が外国人に対してあるのか。あとは、たしか抱えている企業がマイナンバーカードとか保険の特に税金を納めていない場合にはペナルティーになるものがあるというふうにちょっと僕どこかで読んだと思うのですけれども、ということは外国人だとか農業者に対する説明も僕は必要になってくると思うですけれども、その辺どのようにされているかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（岩井英明君）　住民課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　今の入国した際の住民税などの説明についてなのですけれども、まず夏場に農業者の方のほうにお手伝いに入ってくる住民の方というのは大体通年通

してではなくて春に来て秋に帰国される方が多いのですけれども、住民税に関しては１月１日現在の住所地で課税されることになりますので、その方々についてはちょっと課税されないということになります。冬場に来ている方は、逆に１月１日ほとんどいらっしゃるので、税金は当然かかってくるのですけれども、これがなかなか苦労しているところで、実際にリゾート企業さんなどにも協力を要請したりしているのですが、特別徴収でやっていただければほとんど問題なく徴収はできているのですけれども、中には途中でお辞めになられる方とか、春先に退職して外国なりほかのところに行ってしまう。その場合、うちの村ですと普通徴収だと８月に発布になってしまうので、交付したときにはいらっしゃらないという方が結構多い部分もあります。そういう方が多くならないように、企業の方には何とかその徴収のほうで協力いただいて特別徴収で納税のほうの指導をしていただくような形でお話はさせていただいているところです。住民税はそういうことです。

国民健康保険のほうは、こちらは住民登録があれば何らかの社会保険に入る必要があるのですけれども､企業に来られている方は社会保険に入っている方がほとんどです｡ただ、農業者のお手伝いの方はほとんどが国民健康保険なのですけれども、こちらのほうは１か月以上、月またいで加入していると税金が発生してしまうのですけれども、農業者の方につきましては雇用されている事業をやっていられる方にお話をして納税の管理のほうをご協力いただいて、こちらのほうはほぼほぼ滞納などは発生していない状況ですので、そちらのほうにつきましては何とかうまく回っているというふうに認識しております。

○議長（岩井英明君）　髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　併せてご質問いただきました医療機関との連携という部分でしたけれども、一般論としてお話ししますけれども、リゾートスタッフとしてお勤めされる方は基本的に短期滞在の方が多いかなというふうに認識しています。その中で、やはりインフルエンザになったりとかという方も一定数いらっしゃいまして、例えば赤井川の診療所であったり、余市の病院にも通っていらっしゃるというのは耳にしていますけれども、そのときに健康保険の何らかの資格を有していれば資格者証なりを提示して適切な医療を受ける、もしくは健康保険証を持っていなければ全額自費で払うというような形で医療を受けられているのかなというふうにして認識しています。

あと、国保に関してですけれども、やはりリゾート地特有の部分で国保税の部分とか未納が、そのまま出国されるという部分も否定できない事実であるかなというふうには思っていますけれども、その点については今厚生労働省のほうでも新たな対策を検討なさっているというようなことでちょっと耳にしておりますので、今後の動向を注視していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（岩井英明君）　再々質問。

連議員。

○２番（連　　茂君）　数字をどんどん追っていくとリゾートというのがやっぱりマイナ

ンバーカードの保有率というのがすごく少ないというのは僕も如実に感じていました。それだけ難しいというふうなことだと思います。ただ、難しいから、ではできませんよというふうなのではなくて、やっぱり多言語化、それに対するサポートというのは、窓口になるのはこれは役場しか窓口になるところがないものですから、例えばその辺の部分というのは今生成ＡＩなんか使えばすぐ外国人の何百国というふうなものの訳をしたものってつくれますから、ホームページなんかもかなり簡単につくれるような状況というのはできているので、ぜひいろいろな部分で対応を、50か国分全部対応しなければいけないのかというわけではないかもしれないですけれども、少なくとも英語ぐらいの対応をしてもらいたいなというふうに思います。赤井川村に来る例えば太鼓の少年団だとか、あといろいろそういうふうな接点というのは今徐々に外国人の方と日本人の方、赤井川村の中でもそういう接点というのできている状況ですので、それを膨らますためにもぜひ行ってもらいたいなという思いを含めて質問を終わらせていただきます。

○議長（岩井英明君）　連茂君の一般質問を終了いたします。

次、一般質問の発言を許します。

４番、能登ゆう議員。

○４番（能登ゆう君）　私からは公正、透明な行政運営に向けてということで質問いたします。

近年行政の仕事はますます多様化、複雑化し、労働人口減少による職員不足、国の推進施策も相まって外部の民間事業者と関わる場面が大きく増えています。とりわけ地方自治体では専門知識を持つ企業に業務を委ねるケースが増え、自治体側が適切に対応できず、不本意な形で事業者に利用されるような状況すら生まれています。自治体の意思決定が十分に整理されないまま事業者側のペースで事業が進み、職員の皆さんが不安を抱えながら業務を行う、そのような状況は決して望ましいものではありません。私自身が議員として赤井川村行政に関わる中で幾つか感じることがありました。政策形成の過程を文書として適切に記録、保存されているでしょうか。法令や制度の理解が曖昧なまま慣行や個人の感覚に頼って判断されていないでしょうか。手続の透明性や公正性、公平性、説明責任に対する自覚は十分でしょうか。行政裁量を過大に捉えていないでしょうか。住民を含めた外からの視点を意識されているでしょうか。一般的にコンプライアンスやガバナンスという用語で語られる分野ですが、そうした点が脆弱なままだと結果として職員の皆さんが外部の事業者から不当な要求や過度な依頼を受けたときに自分を守りにくいという問題が起こり得ます。そして、村全体としても望ましくない事態に巻き込まれるリスクが高まります。ルールに基づいた手続や記録、チェックの仕組み、職員の判断基準の共有が不可欠であり、そのための仕組みづくり、職員への投資が必要だと考えます。この投資は、職員を守り、結果として村を守り、住民からの信頼につながるものだと考えます。そうした視点から何点か村長のお考えを伺いたいと思います。

１点目です。文書管理の強化、記録の徹底について、公文書管理法は、行政機関の職員

は意思決定に至る過程や事務、事業の実績を合理的に跡づけ、検証できるよう文書を作成しなければならないと定めています。決裁を受けるための起案書だけではどんな検討を経て、どんな選択肢の中からこの判断に至ったのかという意思決定の過程が記録されず、十分とは言えません。また、文書化しないということは、判断の正当性を証明できないということにつながります。外部との協議や調整内容の記録が不足すると透明性の低下や誤解を招きかねません。透明性の確保、説明責任の履行、検証可能性の担保という観点から文書管理のアップデートが必要ではないでしょうか、村長のお考えを伺います。

２点目です。ルールの理解、確認について、行政職員には法令や条例、制度等をただ知っているということだけではなく、実際の業務、直面する状況、課題に対してそれらのルールに照らし合わせ、適切に判断するバランス感覚、いわゆるリーガルマインドが求められるます。様々な事業が進む中で、担当者が制度の理解に不安を抱えたまま業務が進行する場面もあろうかと思います。自信を持って適切な判断ができるよう、職員への研修や知識の共有、内部チェックの仕組みづくりが必要ではないでしょうか。そのための取組について村長のお考えを伺います。

３点目です。外部業務委託のチェック体制について、ソフト事業の業務委託や指定管理など外部に委ねる業務が増える一方、その管理、監督、評価の仕組みは十分に整っているでしょうか。職員数が限られているとはいえ、担当者が全体を把握し切れていない、委託先との情報共有や進捗状況の確認もされていない、そのような状況が望ましいとは思いません。委託事業においても最終的な責任主体は村である以上、事業の実施状況や履行確認は適切に行われなければなりません。現状に対する村長の認識について伺います。

最後、４点目です。行動規範の明確化、徹底について、地方公務員法には、職員はその職の信用を傷つけ、または職員全体の不名誉となる行為をしてはならない、信用失墜行為の禁止との定めがあります。また、村の服務規律に関する訓令では、かりそめにも地域住民の疑念や不信を招くがごとき行為がないよう職員に求めています。公金や住民の個人情報を扱う立場上、当然ながら行政職員には住民から厳しい目が向けられます。行政職員が民間事業者との距離を誤り、誤解を招く行動を取るようなことがあれば、それは結果として行政への信頼を損ねることにつながります。住民との信頼関係を守るため、行動規範の明確化と徹底が求められると考えます。村長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、能登議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目の質問にあります文書管理の強化、記録の徹底についてですが、村の施策を推進する上で起案のみならず進捗状況や方針を変更するなどの場合もその経過に係る決裁などを行い、最終的には報告という形で決裁を取るのが通例です。もちろん業務内容により全ての事案に適用しているわけではありませんが、このような一連の流れが基本です。これまでのやり方を大きく変えるつもりもありませんが、文書管理に関しては今年度末に

庁内に文書管理システムを導入し、記録保全、適切な運用をこれまで以上に推進してまいります。

通告の答弁には書いていませんけれども、私が村長になってから文書規程を見直すような形の中で、今情報公開だとか行政訴訟だとかいろいろありますので、そういった部分で住民に開示請求がされても見せられるようにきちんと書類を整備してくだいというものは文書規程を見直しながらやってきていると、完璧ではないかもしれないですけれども、そういった視点を持ちながら職員については書類の作成、管理をしてくださいというようなことで進めています。ただ、まだまだ足りない部分が多いと思いますので、今回こういったご質問をいただいていますので、さらなるそういった取組については徹底をしていきたいなというふうに考えております。

２点目の職員の知識習得､理解に関しては､職員の研修や知識習得回数は限られますが、業務に関わる研修を役場内で実施し､対外的な研修も希望する職員は参加させております。知識習得や理解度を高めるため、ＤＸに由来する様々なツールを有効活用することや、また複雑化する業務において今後、課、係の内部チェックはもちろんですが、今年度から新たに顧問弁護士契約を締結し、相談体制も整えており、庁内全体で情報共有し、業務を推進する必要があると考えています。

ここも書いていませんけれども、今日も取下げした案件が１件出ました。条文の錯誤というような形の中で大変皆様にもご迷惑をおかけしましたけれども、どうしても見落としてしまうというところがございます。だから、なるべく同じ係ではなくて違う係に見てもらうだとかなんとかということをやってはいるのですけれども､全部100％できているかといったらそこまでできていませんので、そこについても特に重要案件についてはきちんと担当課外の目も入れるというようなことが必要かなというふうに改めて感じてございますので、そのようなことを庁内の中に徹底していきたいなというふうに思います。

３点目の外部委託のチェック体制についてですけれども、当然委託業務の内容、目的を把握した上で仕様書に沿った業務内容の確認、進捗状況の管理、必要に応じて適切な指示等をする必要があります。業務が職員個人によって基本的な対応が違うことはあってはなりませんし、基本は今後さらに徹底してまいります。また、職員では対応困難な業務に関しては、専門的な知見を有する事業者への委託業務は案件により今後も必要と考えております。

４点目の行動規範の明確化、徹底については、職員は地方公務員法に定められた義務、服務規程、村の条例、規則に沿って業務に当たっておりますので、さらに行動規範を明確にすることを現在は考えておりません。ただし、起案に書かれているように疑念を持たれるような行動は厳に慎むというのは、これは公務員として当たり前のことですので、そういった部分についても改めて職員のほうにはきちんと周知をしていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　再質問ありますか。

能登議員。

○４番（能登ゆう君）　再質問させていただきます。

今回の質問は、議員になってから、最初にも申し上げたとおりずっと個人的に感じていた違和感、それがベースになっています。なぜそれを今回一般質問のテーマにしようと思ったかというと、その理由は地方自治体を取り巻く環境が国の地方創生施策やＳＮＳの普及を背景にして大きく変化しているようであると感じたからで、その変化にまた自治体が意識的に対処していく必要があると感じたからです。過疎ビジネスという言葉があります。河北新報の横山勲さんという方の同タイトルの著書が集英社新書から刊行されています。同書によりますと、過疎にあえぐ小さな自治体に近寄り、公金を食い物にする、そんな事業者の手口を指して名づけられた言葉です。そのターゲットには大きな自治体は避け、手懐けやすい小さな自治体を狙い撃ちにするのだそうです。ちょっと本文を引用いたします。官民連携を一概に否定するつもりはないが、補助金や交付金の獲得を目的化した民意に沿わない施策が横行してはいないか。企業にも自治体にも深刻なモラルハザードが起きているとも書かれています。同書において食い物にされる小さな自治体の一番の弱点として本文中に指摘されていたのがまさにコンプライアンスやガバナンスの不全という点でした。そして、たとえ小さな自治体であってもそこで何かしら不適切な取扱いが見つかれば、その情報が自治体内部にとどまらず、よくも悪くも世界中に簡単に拡散してしまう、そんな状況もあります。そうした問題意識からの今回の質問でした。

補足になりますけれども、10月にあった定例監査の結果報告書、今回議長報告書の中にありますけれども、定例監査で同じように地方創生事業について監査行いました。その監査意見、個人意見というのを今回つけてあります。それについても同じような問題意識からの意見ですので、もしお時間あったら読んでいただけると幸いです。そのことを申し上げた上でこれから再質問いたします。

まず、１点目について、再質問を文書読んで何点か考えていたのですけれども、大分村長ご自身の言葉で補足していただいたので、質問の必要がなくなったものもありますが、記録について住民の方に情報開示請求などあった場合に説明できるように記録を残すようにということで、村長になられてから取り組んでいるということで承知いたしました。その上で、文書管理規則についてです。質問の前に、ちょっと私最新のもの確認していないのですけれども、赤井川村の文書管理の規則の中には意思決定の過程について残さねばならないという規定がそもそもなかったのではないのかなと思うのですけれども、その辺アップデートということで規則の改正などを想定していらっしゃるのかどうか。文書管理システム、新しいシステムを導入するということですので、それに併せて文書管理の規則改正される予定があるかどうかについて教えてください。

それと、もう一点、第４点目の行動規範についてですけれども、赤井川村のように人口規模が小さくて人間同士、関係者同士の関係が近い、そういう自治体では大きなところと

また違った配慮も必要なのではないのかな。人間同士の関係が近いので、生活の部分も共有している、そういう人間関係が背景にあります。その中で、村の訓令にあった不信を招く行為というのがどのようなものだと村長として理解されているか、この点について具体的に教えていただければと思います。

以上、再質問は２点です。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　村長。

○村長（馬場　希君）　文書規程だとか何かについては改正する考えはあるかというか、今そういったご意見もいただきましたし、都度変えているのです。そのときに合わないものだとかなんとかというのは、庁内会議だとか何かでいろいろ管理職のみんなが意見交換をして、副村長を通して僕のところにこういうふうに変えていきたいのだけれどもというのもありますし、実態に合わないという、今の業務の実態に合わなかったりということはその都度変えていますので、今そういったご意見もいただいていますので、いつやるとかいつやらないではなくて、都度気がついたら改正をしていますので、そういった中に盛り込んでいければなというふうに思います。

あと、不信を招く行動というのはどういうようなことかというと、一般的に言えば常に一緒に飲みに行っているだとか、行動を共にしているだとか、何かそういうようなことを僕は想定するし、会費を出してもらうだとか、そういうようなことを想定するので、職員にも言っていますけれども、まるっきりなしというわけにいかなので、そういうことは、だからそういうところに出席する場合には必ず自分で会費を払ってやるようにというような話をしています。ですから、そういった部分がやっぱり村民からは何か仲よくし過ぎているのではないかというふうに見られることも一つの要因かなと思いますので、そういった部分については、あってもいいと思いますけれども、きちんと節度を持って対応していくということが大事かなというふうに思います。

○議長（岩井英明君）　能登議員。

○４番（能登ゆう君）　ありがとうございます。今回いろんな多様な事業者が行政の中にお付き合いする機会が増えているということでお話をしたのですけれども、コンプライアンスやガバナンスの徹底というか、強化というのは事業者だけではなく個人、いわゆるカスハラというのですか、そういうのの対応にもすごく必要なものだと思うのです。不当な要求であるとか過剰なクレームに対応していくのもやっぱり行政職員としては法令遵守の徹底、そういう態度で臨むのが基本なのかなと思っています。それがないと言われることに自信を持って対応することがなかなか難しいという状況もなるかなと不安もありますので、今後とも、繰り返しになりますが、コンプライアンスとガバナンスの強化というの配慮をぜひ強めていただければと思い、お願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君）　村長。

○村長（馬場　希君）　我々の業務というか、役場の仕事の中でやっぱり気をつけていか

なければならないことということを質問として出していただいというふうに思っています。ただ、最初の答弁の中に書きましたけれども、今いろんなことをやるのに、法律に基づいて本当にこれ正しいのかどうなのかというのを我々もやっぱりちゃんとそれに照らし合わせてやっていかなければならないというのがかなり日常の業務の中に入ってきているというか、入れざるを得ないということで、今まで顧問弁護士という格好は取っていなかったのですけれども、町村会の中の問合せくらいで、各個別案件というものに関してはきちんと個別に契約を結んででないとできなかったものですから、今顧問弁護士をきちんと入れて細かいようなことでも取り組む前に問合せをして、これは法律に違反するのか、もしくはもし法律に抵触するとするとどの法律のどこに書いてあることに抵触するのかというようなことを基本確認をしながら仕事をしていくと。まだ100％そこまでいっていない部分もありますけれども、重要案件については特にそういったことに気を配りながらやるということを基本に今動いていますので、そうしないと、言われるようにカスハラとかいろんなことがありますので、我々職員、自分の身を守るためにもそういったことは徹底してやっていかなければならないのだろうなと、そういう時代になったのだろうなというふうに思っておりますので、そういったふうに今後も取扱いをきちんとしていければなというふうに考えております。

○議長（岩井英明君）　能登ゆう君の一般質問を終わります。

次に、私が一般質問するので、議長交代をお願いします。

暫時休憩します。

午後　３時５０分　休憩

（議長、副議長と交代）

午後　３時５１分　再開

○副議長（山口芳之君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長を交代いたしました。

岩井英明議員の一般質問の発言を許します。

岩井議員。

○８番（岩井英明君）　道の駅あかいがわ指定管理者指定についての質問をいたしたいと思います。

今般指定管理者選考委員会が実施され、その結果一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会が審査の結果指定管理者候補として選定されたところでございまして、議案第88号として議会の議決を求める議案を提出されたところであります。

さて、質問に入ります。審査に当たり、審査委員会団体の公表はなく、なぜ責任を持った選定委員を公表できないのかお伺いいたします。

次に、この赤井川村ＤＭＯの構成メンバー等につきまして疑問を感じるところでありま

す。商工会会長、副会長、商工会理事３名がＤＭＯ３人の理事を行っております。商工会の目的は地域の商工者の総合的な振興発展と社会一般の福祉の増進、ＤＭＯの目的といえば地域経営の司令塔となって地域の稼ぐ力の向上に向けて戦略策定、環境整備等に寄与することが目的と考えられます。商工会の日常業務といえば経理や決算、法人登記など相談に乗る、こういうことが日常の業務だと考えられるわけでございますが、これほど失対する理事のメンバー構成で構成されているＤＭＯの傘下というものはいかがなものかと考えます。また、このＤＭＯの設立に当たって令和３年から令和６年まで年60万円という補助金を出している経過があります。こういう点を考えるときに必ずしも適当とは思えませんが、村長の考え方を伺います。

次に、実際一般社団法人、このＤＭＯの登記状況についてお伺いいたします。当法人は、令和２年に設立され、今日に至っているわけでございますが、この間、令和４年６月24日に理事全員が退任をされておりますが、そのときの登記はされておられません。法令では一般社団法人の理事の任期は最長で２年であり、２年ごとに登記をしなければなりません。そういう関係からいいますと、辞任ではなく退任と考えておりますが、どう理解しておりますか伺います。退任であろうと就任であろうと登記の変更があった場合には２週間以内に登記をする、法律で定められておりますが、どのように受け止めておられますか。重ねて申し上げます。令和４年６月24日退任の登記はされておらず、令和５年５月31日就任理事の登記もされておらず、令和６年３月15日にやっと登記をされた法人でございます。登記上の違法明らかでございまして、これは過料、罰金を科せられていると思いますが、このように長期間放置していることをどのように受け止めているのかお伺いいたします。

今回の審査員は、このような問題のある登記、俗に言う幽霊会社、欠格法人であると、そこまでは知らなかったと言うと思いますが、村長としてどう理解しているかお伺いいたします。

次に、理事の空白期間の実務はどのようにされているのかお伺いいたします。一般社団法人といえば年に４回、原則理事会を開かなければならない。一般法人の法則でございます。理事のいない期間の事業計画、決算書など、総会の理事をどのように開催されて決定しているのでしょうか。今回の事業においても事業参加の決議はいつされたと思っておられますか。決算書は理事が作成する義務がありながら、理事もいない中でどのように作成され、印鑑証明等どのように取り扱われたと想像しておられますか、これらについてどのように理解しているのか伺いたいと思います。

村からの補助金についても令和３年から令和６年にわたって補助をしておりますが、問題なかったということができますか、お伺いします。

次に、庁舎改修の補助金の処理についてお伺いいたします。一般社団法人、静岡県の環境資源協会に対して補助金辞退届を令和７年９月26日に提出しております。９月定例会のときにも議会には話はなく、なぜ議決案件にもかかわらず辞退届を出されたのでしょうか。また、10月３日に令和６年度の決算委員会も行っています。なぜ議会に報告されなかった

のか伺いたいと思います。２年で２億円という補助金です。事業計画変更の中で10月の末までに結論を出したいという説明の中でこの辞退届は残念でなりません。

次に、この事業に交付金決定なしで工事発注をされているわけでございますが、もし落札者が決定した場合、財源はどうしようとしていたのか伺いたいと思います。

最後になりますが、辞退届には相手に迷惑をかけた文言もなく、本当に先方に送った辞退届の写しなのでしょうか。辞退を了承した文書を受けているのかお伺いをいたします。

以上、再質問を留保して終わります。

○副議長（山口芳之君）　村長。

○村長（馬場　希君）　時間もらえますか。

○副議長（山口芳之君）　分かりました。

○村長（馬場　希君）　通告を受けていないので、今整理をさせていただいて、ちょっと時間ください。

○副議長（山口芳之君）　休憩に入ります。

午後　３時５９分　休憩

午後　４時０５分　再開

○副議長（山口芳之君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、岩井議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、道の駅あかいがわ指定管理者の指定について関係でございます。１点目の指定管理者としての資格は正しいのかというようなところかなというふうに思いますけれども、道の駅あかいがわ指定管理者募集要項にて資格要件を示しておりますが、赤井川の村内に事業所を有し、営業している法人について申請ができるものであります。また、赤井川村の公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則にて申請の資格について定めており、申請者から提出がありました申請資格に係る申立てにて申請資格を有していることが証明されており、資格要件を満たしているというふうに判断をしております。

そんな中で、岩井議員からは登記がされていないとか、そういった部分に関してそういった形の中なのに、適正なのかということですけれども、この部分に関しては一般社団法人の役員がいない状態での決算ができるかというような部分ですけれども、役員が不在の状態では決算手続や税務申告を行うことはできないと認識しております。ただ、指定管理者候補団体においては、履歴事項全部証明書にて理事不在となっている期間がありますが、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律には、代表理事が欠けた場合ないし定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合の措置として、任期の満了または辞任により退任した理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有すると規定されております。この規定により、登記上代表理事に不在の期間があるとして

も退任した代表理事がなお代表理事として権利義務を有することになり、法人としての活動は継続されることとなりますので、この期間の決算書が正当性を欠くという評価にはならないと考えております。なお、代表権を有しない理事については、ほかに代表権を有する理事がいる限り、後任の理事が選任されていない期間であるからといって法人の活動に支障が生じることはないということは私どもとしても確認をさせていただいております。

また、理事会の開催状況等についてもご質問がありましたけれども、村から補助金を出している時期にもそういった指摘がありました。そのときにいろいろ確認をさせていただいたときには、当時コロナがはやっていたりだとか、理事に就任する人が病気で入院してしまったりとかという様々な要因があって登記をするのが遅れてしまったというようなことを説明を受けていたことを記憶しておりますので、そういった特別な事情があって登記がなかなかなされなかったというふうに認識をしております。このため、先ほど村からの補助金は適正なのかという部分に関しては、先ほど言ったように登記上理事に不在期間があるとしても退任した代表理事がなお代表理事として権利義務を有することになり、法人の活動は継続されることになると、これには正当性があるということでございますので、補助金を出したことに対しての不適正はないというふうに私としては考えております。

また、審査の中で審査員を公表できないのはなぜかという部分に関しては、これについては公平性を担保するために公表はしていないと、これまでも指定管理制度が始まって以降、その審査会をやる都度公表はしていないということでございます。

続きまして、庁舎の改修に係る補助金の処理についてでございます。本年度から２年間で計画していた庁舎改修工事に当たりましては、環境省補助金を２か年で２億2,000万円を見込み、令和７年度は１億2,100万円を当初予算に計上しました。令和７年５月９日に既存建築物のＺＥＢ化普及促進支援事業、ＺＥＢ補助金を申請し、６月16日に採択通知がありました。採択額は、当初の見込みを下回る２か年合計で6,438万5,000円、令和７年度は4,042万円でございました。その間、改修工事実施に向け、７月18日から８月８日まで公募型指名競争入札に係る公告を行い、入札参加希望者を募りましたが、入札を希望する業者は現れず、９月19日に予定していた入札は不調に終わっております。この時点で年度内の工事着手は難しい状況となり、再入札した場合の取扱いについて補助金執行団体の一般社団法人静岡県環境資源協会に相談をしましたところ、工事が年度内に実施されなければ補助金の交付対象にはならいことから、採択の辞退を決意し、９月の26日付で辞退届を提出し、10月１日に協会のほうから受理した旨の連絡がありました。これについては、文書で何か来たわけでなく、直接協会のほうから担当のほうに電話が入ったというふうに報告を受けております。

一方で、村としては入札不調の原因究明を行い、工期、工程、工事費の再積算など再入札及び年度内契約を行った上で、令和８年度以降の工事実施目標にＺＥＢ補助金より有利な財源の確保を図るべく、単独事業での活用が可能で、かつ地方交付税で財源措置される地方債の活用を目指したというところで、ここの辺の時系列的には９月の議会のときに報

告を、入札は不調でしたと、ただ私としては実施に向けてもう一度計画を見直したいと、財源等についても見直したいということを言って、10月いっぱいまで時間を下さいというお願いをする中で、財源措置、今お話ししたように年内に着工しないとお金はもらえないということもはっきり分かりましたし、当初予定していた補助金が大幅に減額されるということで、それでは財源措置としては好ましくないということで、違う起債というほうに財源を求めたということで９月の26日に辞退届を提出したということでございます。このことについては、再三議長のほうから、それはきちんと議会に説明をしてからやることなのではないかというようなご指摘をいただいておりましたけれども、私どもとしては財源確保の部分から計画を見直す過程の中でこういった取扱いをしていったという認識でございましたので、この場で改めて申し添えさせていただきます。

この間、村議会でも議論していただきましたけれども、11月15日開催の総務開発常任委員会にて村として事業計画を白紙に戻す決断をさせていただいたところです。

以上が補助金処理に係る流れですが、その時々の状況の中で判断しておりました。ＺＥＢ補助金に関しては、交付決定前の採択という状況であり、改修工事を取り巻く当時の現況と今後の状況を総合的に判断し、辞退させていただいたものであります。以上、庁舎改修に係る補助金処理についてのご回答とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（山口芳之君）　岩井議員。

○８番（岩井英明君）　答弁をいただきましたけれども、村長、正直言うとちょっと聞こえない部分あるから、間違えてあれするかもしれませんけれども、私が疑問を生じた法的に無理だ、法的に今回の参加資格がないという点に対してどれも認めない、正常にやったというふうに聞こえたのですけれども、第１点から、何回も言うようになぜ、一般社団法人の任期は２年って限られている、必ず２年で登記をしなければならない、そういうことも正当だと言うのですか。今村長が言われたことは、権利義務の理事ということを引用しているのです。要するに退任してしまった、理事が誰もいなくなった、その事後処理のために誰か彼かやっていかなければならないから、その義務を負わされているだけなのです。では、その人たちがやっているのだから、就任の登記すれば済むではない、何でしないのですか。誰もいない、それは成り手がいないとかというときに今言うような理論で認められるのです。同じ理事がやって、ただ登記すればいいだけです。次のときにまたやったら、２年たったら辞任ということは、あるいは新しく入ったら就任登記すればいい。次の年に５月に入った就任した人たちは、では今村長の言っている理論からいうとなぜ登記しないのですか。でたらめだからなのです。そんなことが認められるはずないでしょう。それは、一般の団体だとかとの取引とかは信用失墜になるけれども、それでもまあまあ許されるのです。ただ、公的なことについては絶対に認められませんから。自分で言われているように、理事が一人もいないで決算書ができました、誰が認定するのですか。それも２期分です。令和４年のところから６年に登記するまで丸２年ですよ、そんなことあり得ますか。

だから、何回も言うけれども、それが世の中に言う幽霊会社なのです。欠格法人なのです。それを役所が認めるということは、本当にそういう答弁をもらうということは悲しいです。なぜきちっとした形の中で言われないのですか、それが事実だったら善処しますと、調べますと。そうなりませんか。いとも当たり前のことを言うから、私は一方的に、今再質問ですから、こんなことをちょっと聞かせたいと思います。これだけ切り取ったらまずいと思いますから、言います。キロロに乗っ取られる、結構前からキロロのことをディスる方がいらっしゃるのですけれども、キロロは、我々世代４代目になるのですけれども、キロロは、前から僕が言っていますけれども、キロロを利用して村に貢献させるようにつくったのがＤＭＯなのです。分かりますか。税金だって、村があるのはキロロのおかげでもあるのです。これは、にキロロの社員として言っているのではないのです。投資もして、定資産だって２億7,000万です。一般財源の70％です。こういう発言を私は聞いて言っているのではないのすから、きちっとした議事録を持っているのです。公式なところで言っているのです。僭越ではありませんかって、それは村に、村長に対しても我々議会に対してもですよ。こういうところから直していかなければ駄目です。そうなりませんか。こんなことが許されるのだったら、議会の何も要りません。このＤＭＯは何年にできたのですか、最終的に。お聞きします。

○副議長（山口芳之君）　神課長。

○産業課長（神　信弘君）　設立は、令和２年の７月の30日となっております。

○副議長（山口芳之君）　岩井議員。

○８番（岩井英明君）　今言ったように補助金出してきて、令和２年には会社つくっただけでしょう。ＤＭＯの認可正式に下りたのは去年ですよ、2024年ですよ。それまでの間ＤＭＯという肩書きを勝手に使っているだけですよ、国の。違いますか、そんな認識しているという話はないでしょう。令和２年というのは会社を、一般社団法人をつくっただけ、ＤＭＯと認可されたのは去年の３月ですよ。いいです、あしたまたこの部分については質問できるから、今日はここに私はとどめます。

（「今のだけ答えます」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口芳之君）　神課長。

（「答えは準備期間と言うだけで、正式なことはそういうことですから、
そういうふうに答えたいんでしょう」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口芳之君）　神課長。

○産業課長（神　信弘君）　今のＤＭＯになったというお話なのですけれども、設立は令和２年の４月30日です。その時点で観光地域づくり法人、その時点でもうＤＭＯということになるのです。岩井議員が言われている登録というのは、観光庁の制度に対して各種事業を行う上で補助金等をいただくためには登録ＤＭＯという形の申請を行って、認定されると登録ＤＭＯという形になりますので、令和２年の４月の時点で設立はされておりますので、その時点では観光地域づくり法人、いわゆるＤＭＯという位置に当たります。

○副議長（山口芳之君）　岩井議員。
○８番（岩井英明君）　今言うようにＤＭＯの、我々は環境省から登録した日がいつなのですかということなのです。それは、公的にはちゃんと去年の2024年何月何日に環境省の登録になりましたということは誰でも知っている事実です。その前はが準備期間だとか何とかということで、公式的にそれはＤＭＯということを使えないのですから、だからその間準備期間で認定をもらうために村の補助金を出してやってきているわけでしょう。どこの馬の骨か分からない一般社団法人にただ補助金出していきますか。それを目指して成立するためにやるのですから、だからこういう許可をもらったことだって、認可したほうは、去年ですから令和６年に認可もらった。では、４年も５年も幽霊会社になっている、全然分かっていないのです、理解が。私言いましたよ、はっきり、あなたたち、こんなところに認可しているのおかしくないって、非常に慌てていました。だけれども、結果論で今すぐ切るわけにいかないけれども、次に３年なのです、これ認可。だから、６年にもらっているから、６、７、８年、来年の認可のときには影響あると思います。だって、それはそれだけの応募する要件がそろっていないのですから、今言うように謄本見たって幽霊会社、だれも役員いないのですから、そんなときに申請する自体がおかしいでしょう。そういうのは権利義務の理事と言わないのです。残務整理やって、どうしても困ったことに残るから強制的にその責任を負うということなのですから、以上を申し上げまして終わります。
○副議長（山口芳之君）　村長。
○村長（馬場　希君）　今のご指摘の部分に関しては、ＤＭＯ設立に関わっては僕も関わっていたというか、何とか赤井川村にＤＭＯをつくってほしいという、再三議会でも僕のほうから話をしてということはしてきたと思います。その中で、僕の認識というか、観光庁から聞いているというか、部分では３年程度観光づくり法人として活動、要するにＤＭＯとして活動することによって登録ＤＭＯにきちんと観光庁で登録をしてくれると、そうなると高率の補助金をもらえると、そのための登録が３年ぐらいの実績、きちんとＤＭＯとしての活動をしていれば観光庁として登録ＤＭＯとして認めますよと、その登録ＤＭＯになると高率の補助をもらえるというようなことで観光庁から説明を受けていて、そのため設立から３年ぐらいは、登録ではないけれども、ＤＭＯとして活動しながら実績を積んで、観光庁に認められて登録をされたという流れだと僕は認識しているし、観光庁のほうからもそうやって説明を受けましたので、変わっていないとは思うのですけれども、一応そういうふうに僕のほうとしてはそういう認識でＤＭＯを扱ってきたということでございます。
○副議長（山口芳之君）　議長、３回目になりますから。
○８番（岩井英明君）　回答をもらっていない部分。
○副議長（山口芳之君）　はい。
○８番（岩井英明君）　辞退届を出した、我々に配ってくれたのは本物なのですか。あれを送ったのですか、向こうに。

○副議長（山口芳之君）　秋元課長。
○総務課長（秋元千春君）　あれをと言ったら変ですけれども、あれをメールで送っております。決裁は取っています。大丈夫です。
○８番（岩井英明君）　ちょっとおかしいのでないの。我々は、文書であれを送ったというふうに前回もらったのではないですか、皆さん知ってのとおり。メールというのは何の話なのですか、それ。メールでやり取りしているわけ、そしたら何であの紙につづって、これを送りましたなんて我々に言うの。

（何事か呼ぶ者あり）

○８番（岩井英明君）　それは、ひどいわ。分かった。いい、質問を終わります。
○副議長（山口芳之君）　岩井議員の一般質問を終了し、議長を交代いたします。
　暫時休憩に入ります。

午後　４時２５分　休憩
（副議長、議長と交代）
午後　４時２６分　再開

○議長（岩井英明君）　再開いたします。
　議長を交代いたしました。
　以上で一般質問を終わります。

◎ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

○議長（岩井英明君）　次に、お手元に配付のとおり、北海道森林・林業・木材産業活性化促進議員連盟連絡会より、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の以上１件の陳情書が届いております。
　これについては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
　よって、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。
　委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君）　これにて散会いたします。

ご苦労さまです。

（午後　４時２７分散会）